第5次城陽市総合計画
第1期基本計画（案）

目次

1.　本市をとりまく社会潮流 1

2.　人口・土地利用 3
2.1. 将来人口 3
2.2. 土地利用構想 5

3.　政策体系と政策の見方 6
3.1. 政策体系 6
3.2. 政策の見方 7

＜政策ごとの方針と主要な取組＞ 8

第１章　感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち 8
第１節　福祉のまちづくりを推進する 9
第２節　子育てしやすい環境をつくる 11
第３節　高齢者福祉を充実する 13
第４節　障がい福祉を充実する 15
第５節　市民の健康づくりを推進する 17

第２章　健やかなこころをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち 20
第１節　学校教育を充実する 21
第２節　教育環境を充実し、健全な青少年を育成する 25
第３節　生涯学習・社会教育を充実する 27
第４節　文化財の保存・活用を推進する 29
第５節　文化芸術を振興する 31
第６節　スポーツ・レクリエーションを振興する 32

第３章　交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち 35
第１節　道路ネットワークを充実する 36
第２節　公共交通ネットワークを充実する 39
第３節　駅を中心としたまちづくりを推進する 41
第４節　住環境の質の向上を推進する 43
第５節　上下水道の適切な管理運営を推進する 44
第６節　緑豊かなまちづくりを推進する 47
第７節　環境を守り育てるまちづくりを推進する 48
第８節　ごみの減量・資源循環を推進する 50

第４章　地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち 53
第１節　東部丘陵地の整備を推進する 54

第２節　労働力を確保する 56
第３節　商工業を育成する 58
第４節　持続可能な農業の振興を推進する..... 60
第５節　地域の活力につながる観光を振興する 63
第６節　まちづくりにおける市民参加・協働を推進する 65
第７節　まちの魅力発信、都市間交流を推進する 67
第８節　人権を尊重する 71
第９節　男女共同参画を推進する..... 72

第５章　確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち..... 75
第１節　消防・救急体制を充実する..... 76
第２節　災害や犯罪を防ぐ 78
第３節　浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する 81
第４節　交通安全対策を推進する..... 82
第５節　デジタル技術の活用を推進する 84
第６節　持続可能な財政運営を実現する..... 85
第７節　戦略的に行政経営を推進する 87

1. 本市をとりまく社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化のさらなる進行

我が国においては、近年人口減少と少子高齢化が一層進行しています。長年にわたり、出生数の減少が続いてきた一方で、高齢者人口の割合は上昇を続け、生産年齢人口の減少が地域社会や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

特に地方においては、若年層の都市部への流出や単身・高齢者世帯の増加が顕著となり、地域コミュニティの維持や担い手不足、医療・介護・福祉サービスの確保等、生活基盤全体にわたる課題が顕在化しています。また、人口構造の変化は、公共施設やインフラの維持管理、行政サービスの提供方法にも見直しを迫っており、従来の人口増加を前提とした施策から、人口減少社会を前提とした持続可能な地域づくりへの転換が求められています。

(2) 基幹交通網整備のインパクト

日本の新たな国土軸として、新名神高速道路の整備が進められており、本市域内においては平成 29 年(2017 年)に城陽～八幡京田辺間が開通し、現在は大津～城陽間の整備が進められています。また、公共交通についても、令和5年(2023 年)に JR 奈良線高速化・複線化第二期事業区間の複線化が完了するなど、交通ネットワークの強化が進められています。

これらのインパクトを活かし、都市基盤の整備や新たな産業の誘致等に取り組み、生活利便性の向上や地域経済の活性化を実現することが求められています。

(3) 自然災害の激甚化・頻発化

近年、気候変動の影響等により、短時間に甚大な被害をもたらす豪雨災害や、想定を超える規模の地震が各地で発生するなど、自然災害の激甚化・頻発化が進んでいます。こうした中、防災・減災対策の重要性はこれまで以上に高まっており、ハード対策のみならず、避難行動の周知、防災意識の向上、地域コミュニティによる共助の強化等、ソフト対策を含めた総合的な取組が求められています。

災害に強く安心・安全な社会の形成に向けて、平常時から防災・減災対策に取り組むとともに、行政や地域住民、事業者等が自助・共助の精神を持ち、互いに連携できる仕組みづくりを進めることが不可欠となっています。

(4) 人々のライフスタイルの変化

令和2年(2020 年)の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会や人々の暮らしが大きく変化しています。外出自粛や行動制限を経験する中で、テレワークやオンライン会議の普及、非接触・非対面サービスの拡大等、働き方や生活様式が多様化したことで、時間や場所にとらわれない働き方が広がり、都市部から地方への関心の高まりや、地域での暮らしを見直す動きも見られるようになっています。

一方で、人と人とのつながりの希薄化や、健康面・精神面への影響、デジタル環境を十分に活用できない人への配慮といった新たな課題も顕在化しています。今後は、多様なライフスタイルを尊重しながら、誰もが安心して暮らせる社会環境の整備が求められています。

（5）デジタル技術の発達

生成 AI の登場をはじめとした近年のデジタル技術の発達により、行政手続のオンライン化やデータ活用が進み、住民の利便性向上や業務の効率化が図られる等、社会や行政の在り方に大きな変化が生じています。生成 AI をはじめとする先端技術は、情報提供や事務支援等、様々な分野での活用が期待される一方、情報の正確性や個人情報保護、デジタル格差への対応等、慎重な配慮も必要となっています。また、急速な技術革新に対応できる人材の育成や、組織全体でのデジタルリテラシー向上も重要な課題です。

今後は、デジタル技術を手段として効果的に活用しつつ、人に寄り添った行政サービスの実現をめざすことが求められています。

2. 人口・土地利用

2.1.将来人口

第3次山背五里五里のまち 創生総合戦略（令和7年（2025 年）3月策定）では、市の施策による効果が着実に反映され、令和 42 年（2060 年）までに合計特殊出生率が人口置換水準まで上昇し、かつ社会移動が令和 22 年（2040 年）までに均衡した場合、令和 42 年（2060 年）の人口は約5万人と推計されています。

ついては、人口動向等を踏まえた各種対策の実施により、転入促進、転出抑制を行うとともに、国の施策に合わせ出生率の向上を図り、将来の人口定常化をめざすこととします。

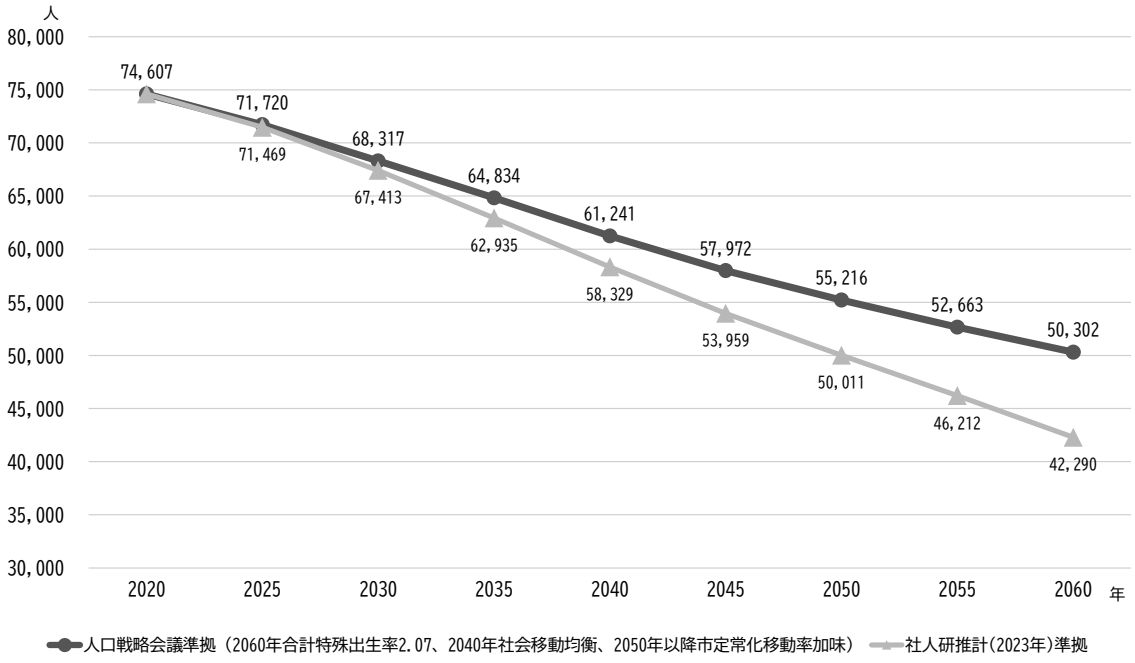


図 2-1 人口推計のシミュレーション結果

出典：第３次山背五里五里のまち 創生総合戦略掲載データを一部加工

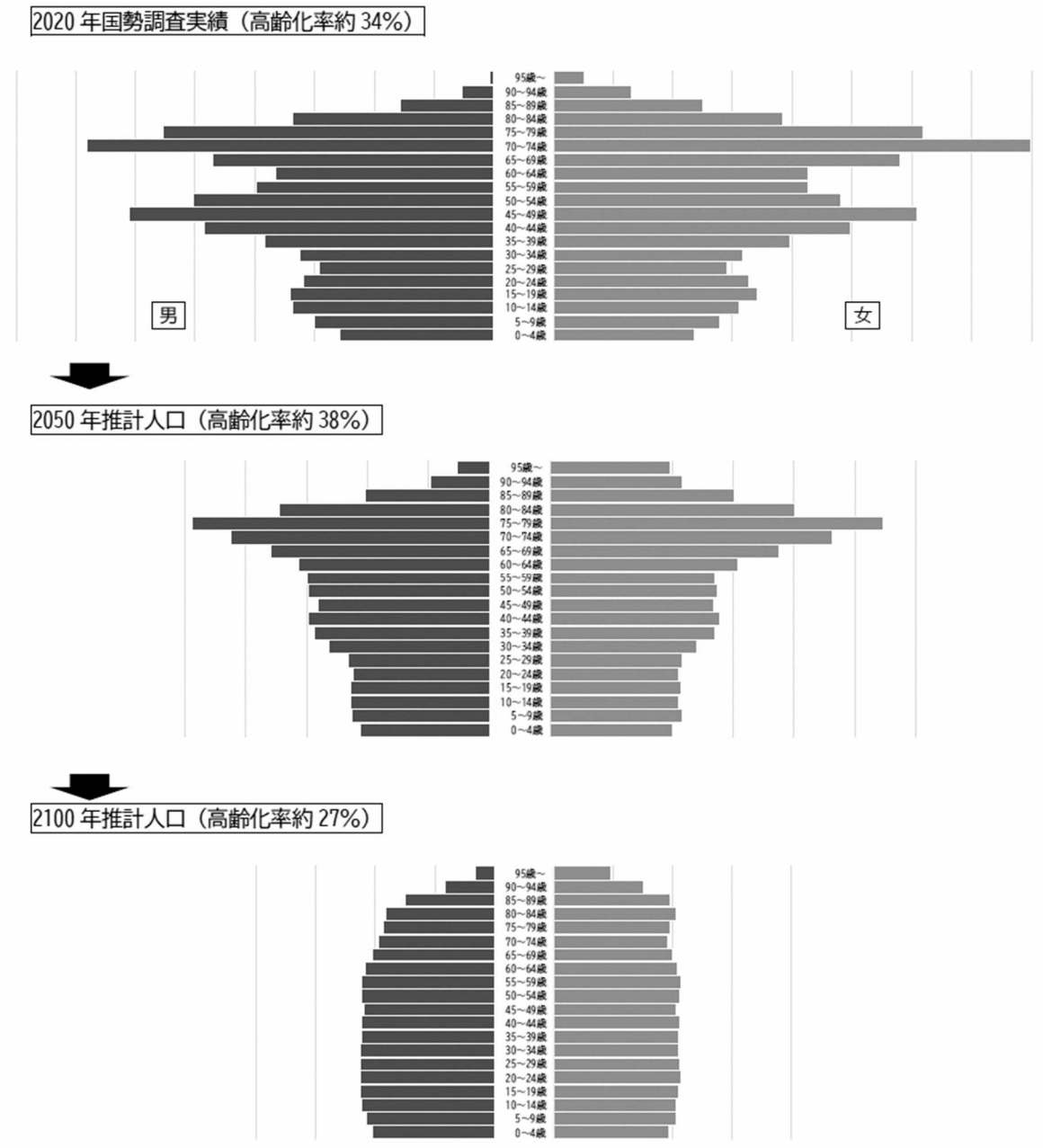


図 2-2 城陽市の定常化人口までの人口ピラミッドの比較

出典：第３次山背五里五里のまち 創生総合戦略

2.2.土地利用構想

城陽市都市計画マスタープラン(令和8年(2026 年)4月策定)に基づき、地域の特性や役割を踏まえ、以下のとおり、それぞれの目的に応じた「土地利用」(エリア)を設定します。

また、「土地利用」にあわせて、地域の特性に応じて都市機能や生活機能を集積する「拠点」と、各拠点へのアクセス性を高め、拠点間の連携や都市機能の補完、交流促進を図る「軸」を設定し、これら3つの要素によって将来都市構造を設定します。

表 2-1 土地利用(エリア)設定

市街地エリア	「誰もが快適に過ごせるまちづくり」を構成する住宅、地域商業・業務、工業・流通などの各ゾーンにより構成されます。
自然環境共生エリア	「豊かな地域資源」を構成する農業や森林公園緑地の各ゾーンにより構成されます。
東部丘陵地エリア	「新たなにぎわいの創出」を構成する城陽市東部丘陵地整備計画対象エリアにより構成されます。

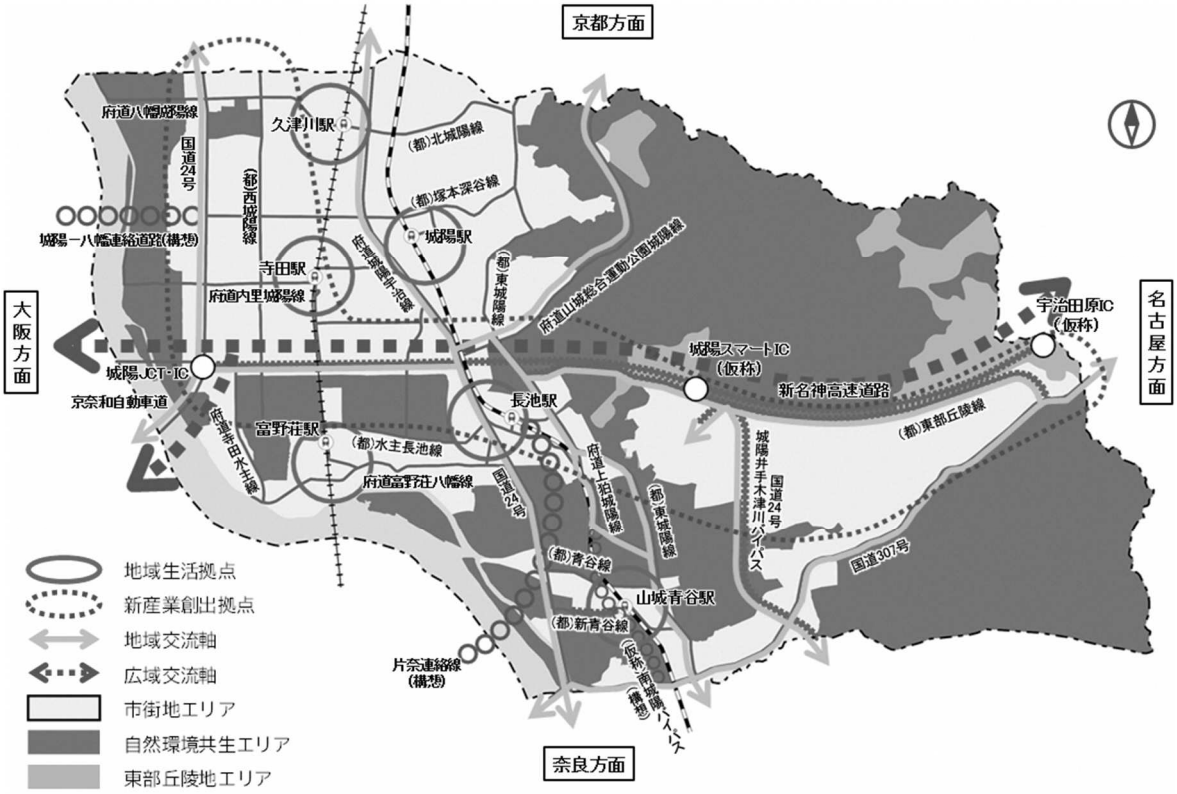


図 2-3 将来都市構造図

出典:城陽市都市計画マスタープラン掲載データを一部加工

3. 政策体系と政策の見方

3.1.政策体系

基本構想に掲げる5つの将来像を実現するため、第1期基本計画ではそれぞれの将来像に関連する 35 の政策を位置づけます。

表 3-1 政策体系

将来像	政策
(1)感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち 〔福祉、健康、医療〕	①福祉のまちづくりを推進する ②子育てしやすい環境をつくる ③高齢者福祉を充実する ④障がい福祉を充実する ⑤市民の健康づくりを推進する
(2)健やかなこころをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち 〔教育、歴史・文化、スポーツ〕	①学校教育を充実する ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する ③生涯学習・社会教育を充実する ④文化財の保存・活用を推進する ⑤文化芸術を振興する ⑥スポーツ・レクリエーションを振興する
(3)交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち 〔都市基盤、環境〕	①道路ネットワークを充実する ②公共交通ネットワークを充実する ③駅を中心としたまちづくりを推進する ④住環境の質の向上を推進する ⑤上下水道の適切な管理運営を推進する ⑥緑豊かなまちづくりを推進する ⑦環境を守り育てるまちづくりを推進する ⑧ごみの減量・資源循環を推進する
(4)地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち 〔産業、観光、広報、市民活動〕	①東部丘陵地の整備を推進する ②労働力を確保する ③商工業を育成する ④持続可能な農業の振興を推進する ⑤地域の活力につながる観光を振興する ⑥まちづくりにおける市民参加・協働を推進する ⑦まちの魅力発信、都市間交流を推進する ⑧人権を尊重する ⑨男女共同参画を推進する
(5)確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち 〔消防、防災・防犯、行財政運営〕	①消防・救急体制を充実する ②災害や犯罪を防ぐ ③浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する ④交通安全対策を推進する ⑤デジタル技術の活用を推進する ⑥持続可能な財政運営を実現する ⑦戦略的に行政経営を推進する

3.2.政策の見方

各政策では、以下のとおり、まちづくりの方向性を表す「めざすまちの姿」、めざすまちの姿を実現するための「施策の展開」、その達成状況を確認する「まちづくり指標」等を示しています。

(1) めざすまちの姿

めざすべきまちづくりの方向性について示しています。

(2) 施策の背景

「めざすまちの姿」の設定や「施策の展開」の背景となっている現状や課題認識等を示しています。

(3) 施策の展開

どのような施策により「めざすまちの姿」や「まちづくり指標」の達成をめざすのか、その方策を示しています。

(4) 関連計画

政策分野と関連性がある計画や下位計画を示しています。

(5) まちづくり指標

政策の達成状況を評価するための指標を設定します。

〇現状値　指標に基づく現状の数値を示しています。
基準年次は令和7年度（2025 年度）を基本とし、国の統計等を使用している指標については、最新の統計データの数値を示しています。
数値下のカッコ書きは現状値として採用した年度を示しています。

〇目標値　計画期間内（令和 13 年度（2031 年度））における目標値です。

＜政策ごとの方針と主要な取組＞

第1章 感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち

少子高齢化社会にあっても、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら健やかに暮らし続けることができ、感動、笑顔、やさしさにあふれた日々の中で、しあわせと健康を実感できるまちをめざします。

その実現に向けて、行政と市民・地域が一体となり、妊娠期（胎児期）から高齢期までのすべてのライフステージに応じた福祉・健康・医療の充実を図ります。

また、市民が心も身体もいきいきと過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組める環境整備を推進します。

政策一覧

① 福祉のまちづくりを推進する
② 子育てしやすい環境をつくる
③ 高齢者福祉を充実する
④ 障がい福祉を充実する
⑤ 市民の健康づくりを推進する

第1節 福祉のまちづくりを推進する

（1）めざすまちの姿

- すべての人々が性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、いきいきとインクルーシブな地域社会で暮らせるよう、互いに尊重し合い、支え合うまちをめざします。
- 困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用までを支援し、誰もが安心できるまちをめざします。
- 一人ひとりが普段の生活の中で日々幸せを感じながら過ごせるよう、就労や学習、交流の機会を持てる生きがい豊かなまちをめざします。

（2）施策の背景

- すべての人々が性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら、人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。また、福祉サービスの整備や強化だけではなく、地域社会のつながりや顔の見える関係性の大切さを見つめ直す必要があります。
- 地域生活において何らかの支援が必要になった場合に、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応できる社会をつくる必要があります。
- 障がいがあったり、介護が必要な状態であっても、市民の誰もが自己選択により、生涯を通じて自己実現を果たすことができるまちづくりが望まれています。

（3）施策の展開

1）みんなが参加する福祉コミュニティづくり

身近な生活圏に密着しながら、校区社会福祉協議会が中心となり展開している小地域福祉活動（高齢者・障がい者・児童分野等）の充実と活性化に向けて、城陽市社会福祉協議会を通じて支援します。

社会福祉協議会が中心となり取り組んでいるボランティア活動を支援するとともに、地域での相談・情報提供活動を担っている民生委員・児童委員や、地域福祉に関わる各種団体との連携によって、市民の地域福祉活動の育成を図ります。

2）地域でともに支え、助け合う社会づくり

福祉保健関連施設の有機的な連携と効率的かつ円滑な運営を進めるほか、福祉活動を展開する組織や団体等による、その活動拠点としての社会資源の活用を支援します。

相談窓口や相談支援体制の確保、相談機能の強化や、民生委員・児童委員、関係機関等との連携の強化を図るほか、市民にわかりやすい情報提供に努めます。

高齢者や障がい者等すべての人の様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援を行う事業の充実、福祉・保健・医療の関係機関

の連絡調整を推進するとともに、サービス提供事業者や相談支援専門員相互の連携を支援します。

地域を中心としたネットワークによる、日常生活上何らかの支援を必要とする方を見守る体制や、子どもや高齢者、障がい者の虐待を防止するための取組を充実します。

自殺防止のための電話相談を継続して実施するとともに、暮らしの中の自殺につながりかねない不安や孤立の解消に向け、普及啓発を推進します。

3）生活困窮者への支援

生活に困窮する方に対して、生活保護制度を適正に実施します。

生活困窮者の自立のため、「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、城陽市社会福祉協議会等の関係機関と連携のうえ、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。

（4）関連計画

- 第5期城陽市地域福祉計画（令和6年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度））
- 第2期城陽市自殺対策計画（令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
介護や医療・福祉に関する将来の暮らしへの不安を持つ市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	54.9	↓
1年間で自立した世帯の割合	転出、死亡等を除いた生活保護廃止世帯数を全世帯数で除した割合	%	2.3	2.5 以上

第2節 子育てしやすい環境をつくる

（1）めざすまちの姿

- 子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるまちをめざします。
- 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。
- 安心して妊娠、出産、子育てができ、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるまちをめざします。
- 子育ての孤立化を防ぎ、子育て世帯が豊かな情操を育めるような地域をめざします。

（2）施策の背景

- 共働き世帯の増加や保育ニーズの多様化を踏まえ、保育サービスの充実や放課後の居場所づくり等、子どもの健やかな成長を支える環境づくりを行う必要があります。また、増加する保育ニーズへの対応や、保育環境の充実を図ることが求められています。
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー等、子どもや家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。家庭・地域・関係機関が連携することにより、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざす必要があります。
- 出生率の低下等による少子化が進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、少子化への対応に重要な取組です。妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援や子育て世帯の負担軽減、仕事と子育ての両立支援を進め、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを推進する必要があります。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増えています。安心して相談できる体制や親子の交流の場を充実させるとともに、地域や関係機関が連携して子育て家庭を見守り、支援する環境づくりを進める必要があります。

（3）施策の展開

1）子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり

子どもの健やかな育ちを支えることは、将来の担い手を育成するための未来への重要な投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると認識し、子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるよう家庭づくりを支援するとともに、保育の質の向上や子どもの成長に応じた支援の充実に取り組みます。

また、子どもが心豊かに育つように、保育環境の充実、親子で遊べる場の確保に取り組みます。

2）子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に

立ち、子どもが健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。

子育て世帯における障がい、疾病、虐待、貧困等の社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設等の関係機関と連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続します。

また、様々な機会において、「子どもの最善の利益」を考えて意思決定がなされるよう、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざすため、子どもの意見を適切に聴取する機会を確保します。

3）出産・共働き・共育てのさらなる推進

安心して妊娠、出産、子育てができるように切れ目ない支援を行います。

また、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、男女がゆとりある生活を送るとともに家庭生活や地域生活との調和を図れるように、共働き・共育て社会の実現に向けた支援を行います。

4）子育ての孤立化の防止

子育ての孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、相談できる場が求められています。子育ての当事者が孤立することなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育て時期を過ごせるよう、適切な支援の場を提供するとともに相談体制の充実を図ります。

また、子育て世帯が様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、支援する地域づくりを進めます。

（4）関連計画

- 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画
  （令和7年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
保育所及び学童保育所等の待機児童数の状況	年度当初の保育所及び学童保育所等の待機児童数	人	0	0
働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	44.7	↑

第3節 高齢者福祉を充実する

（1）めざすまちの姿

- 高齢期になっても、安心していきいきと暮らせるまちづくり、尊厳をもって自立して暮らせるまちをめざします。
- 生きがいのある暮らしを通じて、健康を保ち、できるだけ要介護状態にならない予防重視のまちづくりを推進します。
- 介護が必要な状態になっても、自立した暮らしができるよう必要な介護サービスが受けられるまちづくりを推進します。
- 身近な地域において、医療、介護・介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、行政・サービス提供事業者の連携と住民自身の参加によって、高齢期を互いに支え合うまちづくりを推進します。

（2）施策の背景

- 本市では後期高齢者が増加傾向にあり、認知症高齢者等の介護サービスの必要な高齢者が増加すると考えられること等から、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者福祉・介護サービスの提供体制を確保・充実する必要があります。
- できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進する必要があります。
- 介護保険制度の円滑な運営を図るため、公平・公正な要介護認定事務の推進、介護サービスに対する相談等への適切な対応を図るとともに、介護を社会全体で支えるという観点から、制度の持続可能性の確保や、低所得者への配慮を行う必要があります。
- 高齢期になってもより生きがいのある充実した生活を送れるよう、仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動等の地域活動の機会が得られるような環境づくりに努める必要があります。

（3）施策の展開

1）地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立や、地域で支え合うための関係団体との連携強化、認知症高齢者施策等の推進等、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に取り組みます。

2）高齢者が安心できる福祉サービスの提供

高齢者の自立した生活を支えるため、生活支援サービスの充実や、ひとり暮らし高齢者等の見守りセーフティ対策の展開、介護者支援サービスの充実に取り組みます。介護が必要になっても安心して暮らし続けられるよう、各種介護保険サービスの安定的な提供・

サービスの質の向上に努めます。

また、制度の円滑な運営に向け、制度の周知と情報提供、適正な要介護認定の推進等に取り組みます。

3）総合的な介護予防の推進

生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、要支援状態にあっても、できる限りその重度化を防ぐことができるよう、介護予防サービスの充実を図ります。

高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、高齢者の通いの場を中心とした介護予防や、フレイル対策、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に係る取組を推進します。

4）社会参加と交流の促進

高齢者の生きがいづくりや社会貢献、就業等の社会参加活動を推進するため、老人福祉センターやシルバー農園、シルバー人材センター、高齢者クラブ等における活動を支援します。

（4）関連計画

- 城陽市高齢者保健福祉計画・第 10 期城陽市介護保険事業計画
  （令和9年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	56.0	↑
認知症サポーター養成講座受講者	認知症サポーター養成講座受講者数の累計	人	3,514	3,800 以上
高齢者クラブ会員割合	市内在住の 65 歳以上人口に占める高齢者クラブ会員数の割合	%	11.2	↑
介護予防活動実施団体数	住民主体でゴリゴリ元気体操に取り組む団体数	団体	21	31 以上

第4節 障がい福祉を充実する

（1）めざすまちの姿

- インクルーシブな地域社会をめざし、市民の障がいに対する理解を促進します。
- 障がい福祉サービス等を継続的かつ多面的に調整し、障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」も含めた支援に取り組みます。
- 障がい者差別案件・虐待案件が発生した際に、より迅速な対応を図ります。
- 物品調達を拡大することにより、障がいのある人が働く施設等を間接的に支援し、障がいのある人の自立を助長するよう取り組みます。
- 手話教室や手話研修などの機会の充実を図ることで、手話を使いやすい環境づくりを促進し、手話を必要とする人等の自立した日常生活・社会生活を支援していきます。

（2）施策の背景

- 各種障がい者手帳の所持者の増加に伴い、障がい福祉サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、就労等、地域での生活支援をさらに推進することが求められています。
- 市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めるとともに、差別案件・虐待案件発生時の体制を強化する必要があります。
- 障がいのある人の働く場所を維持・確保するため、障がい者就労施設等が供給する役務や物品の優先調達の拡大を図る必要があります。
- 聴覚障がいのある人の社会参画を促進するため、手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話に対する理解の促進や手話の普及を図る必要があります。

（3）施策の展開

1）障がい理解の促進・障がい福祉サービス等の充実

障がいに対する知識や経験を深めるため、障がい福祉関係機関と連携し、効果的かつ魅力的な市民講座等を開催し、障がい理解の促進に努めます。

また、障がいのある人の就労等、地域での日常生活の支援、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減等の公的支援とあわせて、ボランティアによる支援活動の充実に努めます。

2）障がい者差別の解消・虐待の防止

サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関、教育機関等関係機関の連携による「城陽市障がい者自立支援協議会」や「城陽市基幹相談支援センター」を活用し、障がい者の権利と尊厳の保護に努めます。

3）障がい者就労施設等からの役務や物品の調達の強化

障がい者支援施設等からの役務や物品を優先的に調達することにより、障がい者の就労への意欲の向上や、金銭的な自立の助長につなげます。

4）手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づく施策の推進

手話を使いやすい環境とするため、手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づき、手話を使える人を育成するとともに、手話を使いやすいまちをめざし、手話に対する理解の促進、手話の普及、情報取得及び意思疎通支援の充実を図ります。

（4）関連計画

- 第5期城陽市障がい者計画（令和6年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度））
- 第8期城陽市障がい福祉計画・第4期城陽市障がい児福祉計画
  （令和9年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
障がい理解に関する市民講座の参加者数	城陽市障がい者自立支援協議会の活動の一環である市民講座に参加する年間の人数	人	465	540 以上
虐待防止対策事業の協力事業所数	虐待防止センターとの連携に係る委託契約先の事業所数	事業所	6	7 以上
障害者優先調達推進法に基づく調達実績額	直近3年度の平均値	千円	8,610	9,100 以上
手話通訳者の登録者数	各年度末の手話通訳者の登録者数	人	15	20 以上

第5節 市民の健康づくりを推進する

（1）めざすまちの姿

- 妊娠期（胎児期）から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりを、生涯を通じた健康づくりの観点から推進していきます。
- 市民の健康づくりを支えるため、個人、家庭、学校、企業、医療機関等との連携、協働により、市民自ら実践できる環境整備を推進します。

（2）施策の背景

- 近年、本市では全国と同様に高齢化や生活習慣の変化により高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。これに伴い虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病の合併症等を引き起こすことで医療費が増大し、また介護が必要な人が増加しています。このような中で、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「健康寿命の延伸」を図る必要があります。
- 国民健康保険については、平成 30 年度（2018 年度）から財政運営が都道府県を単位として広域化され、運営の安定化が図られています。一方で、被保険者の高齢化の進行に伴う疾病の重症化や長期化、医療の高度化等により、一人当たりの医療費は増加傾向にあるなど、国民健康保険の運営は、依然として予断を許さない状況にあります。被保険者が安心して医療を受けられるようにするため、将来にわたって持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 周産期にある妊婦や子育て世代、障がいのある人、ひとり親家庭、高齢者の方等、すべての世代が安心して医療を受けられるよう、負担の軽減を図る必要があります。

（3）施策の展開

1）健（検）診、保健指導を受診しやすい体制の強化

各種健（検）診の受診率が低いことから、市民ニーズを把握するとともに、医師会等関係機関との連携体制の強化に努めます。

特に、がん検診や特定健康診査、健康診査の受診の必要性、健（検）診内容、実施期間等の周知や受けやすい環境づくりを進めます。

また、保健指導の実施率を上げるために、訪問等を積極的に行います。

2）市民の健康を守るための環境整備

成人保健については、生活習慣病の予防に向け、健診の結果から身体の状態を理解するとともに、生活習慣を見直し、自己管理できるよう支援するほか、生活習慣病が発症しても、重症化することや合併症を発症することがないよう支援します。

母子保健については、こども家庭センターを拠点に専門職による面談や相談、各種健診等を通じて、妊娠期からの健康づくりを支援するとともに、出産及び産後の育児を行う環

境の充実に努めます。

休日等において、急な病気等に対する応急的な診療を行うため、休日急病診療所を運営します。

3）国民健康保険の充実

ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチによる保健事業を推進し、疾病予防に努めるとともに、医療費の適正化や国民健康保険料の適正な賦課を通じて国民健康保険の安定的な運営に努めます。

4）総合的な医療支援の充実

さらなる高齢化の進行に対応し、健康の保持と必要な医療を確保するため、医療保険の適正な運営や疾病の予防等、保健事業を推進します。

また、経済的な負担軽減を図るため、子育て支援医療、心身障がい者医療、ひとり親家庭医療、不妊治療医療費等の助成を行います。

（4）関連計画

- 第3次城陽市健康づくり計画＜健康じょうよう 21＞
  （令和7年度（2025 年度）～令和 18 年度（2036 年度））
- 城陽市特定健康診査等実施計画
  （令和6年度（2024 年度）～令和 11 年度（2029 年度））
- 城陽市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和8年度（2026 年度）～）

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
特定健康診査受診率	城陽市国民健康保険加入者における特定健康診査受診率	%	46.7（R6）	60.0 以上
特定保健指導実施率	城陽市特定健康診査における保健指導実施率	%	44.7（R6）	60.0 以上
自主的に健康づくりを行っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	81.0	↑

市民まちづくりワークショップで得られた意見に基づく
将来像の実現に向けて市民等ができること

- 身の周りで起こる日常的な問題について、まず個人や家族内で解決できるかどうか考える。
- 個人や家族内で解決できない課題について、「お互いさま」「持ちつ持たれつ」の精神で互いに助け合うなど、地域コミュニティの醸成に取り組む。
- 隣近所と顔の見える関係づくりや、高齢者、障がい者、子どもや子育て世代等との交流により、周りで助け合える雰囲気づくりを行う。

第2章 健やかなこころをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち

健やかなこころと豊かな人間性をはぐくみながら、歴史・文化・スポーツを通じた人と人とのつながりを広げ、誰もが生涯にわたってともにいきいきと学ぶことができるまちをめざします。

その実現に向けて、次世代の担い手となる子どもたちが健やかに学び育つよう、児童・生徒が快適に学べる教育環境の整備や、市民自らの学習意欲を満たす生涯学習と社会教育の推進を通じて、持続的な地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、楽しさや感動、精神的な安らぎを与える文化の創造や、本市が有する様々な歴史・文化資源の活用により、市民のふるさと意識の醸成や交流・関係人口の拡大につなげます。

さらに、誰もが気軽に親しめるスポーツを促進することで、健康や生きがいづくりにつなげるほか、スポーツを通じた地域の魅力向上やにぎわいの創出を図ります。

政策一覧

① 学校教育を充実する
② 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する
③ 生涯学習・社会教育を充実する
④ 文化財の保存・活用を推進する
⑤ 文化芸術を振興する
⑥ スポーツ・レクリエーションを振興する

第1節 学校教育を充実する

（1）めざすまちの姿

- 幼稚園・学校・家庭・地域社会が連携し、社会変化に適応した「城陽の未来を担う子どもたち」を育みます。
- 地域の子どもたちの個性を尊重しつつ、子どもたちが周囲の人々の愛情や信頼、期待等に「包み込まれているという感覚」を実感できるようにします。

（2）施策の背景

- 幼稚園教育・学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健康な体等「生きる力」を育むことが重要な課題です。GIGA スクール構想の実現に向けた ICT の活用により、子どもたちの可能性を引き出す学びを推進するとともに、学力向上に向けて学力診断テストや全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、個に応じた指導や授業改善に努めています。城陽市子どもの読書活動推進計画に基づく図書館教育の充実や、城陽の未来を担う子どもたちの「学びへの努力」と教職員や保護者の「子どもたちへの支援」を励ます表彰制度により、大人と子どもがともに学ぶ環境づくりを進めています。また、教職員の資質向上も課題であり、実践的な指導力を育成するため、教職員研修を実施しています。引き続き、社会変化に柔軟かつ的確に対応する能力の育成や資質の向上が求められています。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をすべての小中学校に設置し、活動の深化に向けた研修等を実施しています。学校運営協議会を通じ、保護者及び地域住民等の学校運営への参画を推進し、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となってより良い学校教育の実現に取り組む必要があります。
- いじめや不登校等に迅速かつ的確に対応するため、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、ささいな事象を見落とさないように組織的・計画的な支援策を講じる必要があります。学校における教育相談機能の充実を図るためにスクールカウンセラー等の専門職を配置するとともに、児童生徒の段階に応じて柔軟な支援策を提示できるよう、校内サポートルーム、ふれあい教室、メタバースをはじめとした ICT 技術等、多様な環境を整備しています。
- 就学前教育に対するニーズが多様化する中、長期休業期間中の預かり保育開始時間の変更や、幼児教育センターや遊びのひろば等の地域の子育て支援事業の実施等、今後も公立幼稚園の充実と私立幼稚園の支援に努める必要があります。
- 特別支援教育の推進では、障がいのある子ども一人ひとりの自立や社会参加をめざし、教育支援委員会が就学相談等を通して丁寧にアセスメントを行い、幼児・児童生徒における適切な学びの場の検討を実施しています。また、支援員を配置するとともに、全小中学校に通級指導教室を設置し、支援を要する児童生徒に対して個の実態に応じた指導が自校でできるようになっています。引き続き、教育的ニーズに応じた適切な

指導・支援を就学前から中学校卒業後まで、多様な学びの場において切れ目なく支援を受けられるように取り組む必要があります。

（3）施策の展開

1）個別最適な学びと協働的な学びの充実

城陽市教職員研修大会を通して、大学教授等から個に応じた指導の先進的な見識を学ぶことで、各校の個に応じた指導の在り方を見直します。

2）図書館教育の推進

城陽市子どもの読書活動推進計画を踏まえ、城陽市立図書館とも連携し、ボランティアや学校図書館司書の活動の充実等による図書館教育の充実を図ります。

3）表彰制度の充実

城陽の未来を担う子どもたちの「学びへの努力」と教職員や保護者の「子どもたちへの支援」、ふるさと城陽への「愛着と誇りの心の醸成」を目的に、文化、科学、絵画、スポーツの分野において表彰を実施します。これにより、子どもたちの努力や成果を広く紹介することを通して、保護者及び市民の関心と理解を高め、子どもたちが輝ける未来を創造します。

4）ICT 教育の推進

平成 30 年度（2018 年度）から令和2年度（2020 年度）にかけて整備した ICT 関連設備が更新時期を迎えるため、財源の確保や仕様の精査、設備の適正配置等について検討します。

また、第2期 GIGA スクール構想下において、ICT を活用したより良い授業づくりの研究を進めます。加えて、子どもたちに情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度の醸成を図ります。

5）教員の指導力等の向上

授業における ICT の有効活用のために、市内全校を対象に研修を行い、推進指定校の取組を共有します。

6）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

学校運営協議会制度の定着に向けて、市民や地域の人々を対象とした研修等を実施します。

家庭・地域・学校が連携し、一体となってより良い学校教育の実現に取り組みます。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）にて熟議を重ね、課題や目標・ビジョン

を共有するとともに、地域の人材や教育力の活用に努めます。

7）不登校対策事業の充実・いじめ対策事業の充実

城陽市いじめ防止基本方針を基に、いじめ問題等様々な生徒指導上の問題に対して、スクールカウンセラーや教育充実補助員（不登校対策）を配置するとともに、城陽市適応指導教室との連携を強化し、各学校での不登校対策、トラブルの未然防止に努めます。

8）公立幼稚園の充実

幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を活かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努めるほか、保護者の勤労形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

また、幼児教育センターや遊びの広場等、地域の子育て支援事業を行います。

さらに、障がいのある幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じ、特別支援加配教諭の配置等きめ細かい指導に努めます。

加えて、切れ目のない教育活動が重要であることから、幼保小連携に取り組みます。

9）特別支援教育の推進

障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりの個性や能力の伸長に努め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行い、自立し社会参加する資質や能力を育てます。

また、「交流及び共同学習」を推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会への啓発に努めます。

特に、通級指導教室に通う児童生徒や通常の学級における支援の必要な児童生徒の割合が増加していることにより、学校全体で特別支援教育を進めていけるよう、城陽市特別支援研修会やコーディネーター会議の内容の充実を図ります。

（4）関連計画

- 城陽市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）
  （令和9年度（2027 年度）～令和 18 年度（2036 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）開催回数	市内小中学校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の年間開催件数	回	37	↑
不登校児童数の割合（小学校）	欠席日数が年間 30 日以上の児童数の割合	%	0.99	↓

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
不登校生徒数の割合（中学校）	欠席日数が年間 30 日以上の生徒数の割合	%	3.49	↓
学校が楽しいと感じている児童の割合（小学校）	全国学力・学習状況調査における質問結果	%	80.9	↑
学校が楽しいと感じている生徒の割合（中学校）	全国学力・学習状況調査における質問結果	%	83.9	↑
子ども表彰制度対象人数	城陽市で実施する「文化・科学賞（ノーベル）」、「絵画コンクール（ダ・ビンチ）」、「スポーツ賞（新設・名称未定）」の表彰人数・組数の合計	人	20	25 以上

第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

（1）めざすまちの姿

- 児童・生徒が快適に学べる教育環境を整備します。
- 児童・生徒が安心して通学できる環境整備を行います。
- 青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざします。
- 青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験等の場を充実します。
- 児童・生徒が、給食という生きた教材を通し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、地域への愛着の醸成をめざします。

（2）施策の背景

- 小中学校施設における普通教室の空調設備整備は完了し、現在、各学校の体育館空調整備及びトイレ改修を進めており、今後の施設改修については、定期的な大規模改造や長寿命化改修を計画的に進める必要があります。
- 通学時の安全確保に向け、危険箇所への交通指導員の配置、通学路安全推進会議の開催等の取組を実施しています。引き続き、通学時の安全点検・安全対策を進める必要があります。
- スマートフォンをはじめとするインターネットの普及は、高度情報化による新たな形のいじめや犯罪被害等、青少年問題の低年齢化を引き起こすとともに、地域という枠を超えて新しい人間関係を生み出してもいます。そのような社会の変化を踏まえ、青少年健全育成団体と協働し、青少年の健全な育成及び青少年の社会参加を進める取組に対し、支援を推進する必要があります。
- 子どもたちの健やかな成長に資する小中学校完全給食を実施するとともに、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるため、地元食材の利用促進により地産地消を進め、地域への愛着を育む必要があります。

（3）施策の展開

1）教育環境整備事業の実施

小中学校施設において、トイレ改修や空調整備、長寿命化改修等の施設改修を計画的に実施することで、教育環境の向上を図ります。

2）通学路安全対策の推進

児童・生徒の通学時の安全確保を一層充実するため、危険箇所への交通指導員の配置や、通学路安全推進会議の開催、計画的な登校旗等の更新等、通学路の安全対策に取り組みます。

3）社会環境の再構築と青少年健全育成体制の充実

人間関係のつながりや社会のルールについて青少年が理解を深めるため、家庭や地域、学校の役割をお互いが自覚し、協力し合う社会環境の再構築に努めます。また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境または行為から青少年を保護するため、警察等と連携した見回り活動や環境整備に努めます。

青少年の健全育成に係る施策について、中長期的な視点に立って、計画的かつ総合的に推進します。また、青少年健全育成団体等が実施している取組を周知するため、広報活動を充実します。さらに、青少年健全育成市民会議の各種活動への支援を行うとともに、地域の青少年育成団体との協働により、青少年の社会参加への支援を進めます。

4）豊かな体験活動の推進

青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動等への支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催等教育や学習環境の充実に努めます。さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。

学校等の公共施設を、子どもの安心・安全な居場所として活用し、地域社会の中で、子どもたちを心豊かに健やかに育てる環境づくりを推進します。

5）地元野菜の利用促進

給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等について理解を深めるとともに、地元食材の利用促進により地産地消に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市学校施設等長寿命化計画
  （令和2年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
教育環境整備事業の実施件数	計画策定以降における、市内小中学校 15 校におけるトイレ改修、体育館空調整備、屋上防水改修等の実施件数	件	－	15 以上
市内小中学校児童生徒数に対する青少年健全育成施策への参加者数の割合	（自然とのふれあい登山参加者数＋「青少年の意見」発表会への作品出展数）÷（市内小中学校の全児童生徒数）	%	43.9	↑
城陽産食材使用割合	（給食の城陽産食材使用量）÷（全食材使用量）	%	10.6	↑

第3節 生涯学習・社会教育を充実する

（1）めざすまちの姿

- 生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を満たすことができ、市民自らだけでなく、周囲にも影響し、ともに生活の向上・充実を図ることのできるまちをめざします。
- より良い地域社会となることをめざし、地域全体が先生となり「城陽の未来を担う子どもたち」の教育を行います。

（2）施策の背景

- 社会教育委員を中心として、市民が主体となった生涯学習を推進する必要があります。引き続き、社会の潮流を踏まえ、各種計画に基づき、社会教育関係団体の活発な活動に向けた支援を行う必要があります。
- 市民の多様な学習活動を支援するため、生涯学習の場としての文化パルク城陽の活用を促し、城陽市民大学をはじめとする各種生涯学習事業を展開しているほか、生涯学習情報紙やホームページ等により生涯学習事業の情報を提供しています。社会がどのように変化しても、生涯を通じて市民の多様な学習意欲を満たし、市民自らの生活の向上・充実につながる内容と地域の特性を活かした多様な学習機会を提供する必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、社会全体での子どもの教育の推進が求められており、地域の教育力を活かした学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業等の地域学校協働活動を推進しています。引き続き、地域の力を活用した地域学校協働活動を推進する必要があります。
- 図書館利用者の減少に歯止めをかけるため、読書ボランティアによる事業や読書ラリーの実施等、関係機関と連携し、図書館を核とした読書活動を推進しています。また、資料の充実について、所蔵計画に基づき利用者のニーズに応じた選定と所蔵、古い資料の刷新を図っています。引き続き、図書館において利用促進を図る必要があります。

（3）施策の展開

1）生涯学習・社会教育の推進

市民が主体となった生涯学習が推進できるよう生涯学習・社会教育の在り方について、社会教育委員会議等で引き続き議論します。

2）学習機会の充実と学習支援

市民の多様な学習活動を支援するため、城陽市民大学をはじめとする各種事業を展開するほか、様々な発信手段により生涯学習事業の情報を広く提供します。

3）地域社会の教育力の向上

生涯学習事業を通じた家庭・地域の教育力の向上に努めるとともに、学習結果が地域に還元されることで、より良いまちづくりをめざします。また、学校支援地域本部事業や、放課後子ども教室等により、学校・家庭・地域の3者が連携し、地域全体で青少年の育成に取り組むとともに、市民の豊かな文化を育みます。

4）図書館の充実と発展

幼児・児童図書を充実するとともに、利用者のニーズに合った図書資料の選書・更新について検討します。また、府・市が定める、子どもの読書活動推進計画に基づき、保育園・幼稚園、学校、ボランティアサークル等との連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。さらに、図書館・コミセン図書室に設置した利用者検索用端末（OPAC）や図書館ホームページの利用を啓発し、利用者の利便性の向上を図ります。

（4）関連計画

- 城陽市生涯学習推進計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 城陽市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）
  （令和9年度（2027 年度）～令和 18 年度（2036 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
社会教育関係団体の研修参加割合	（研修会参加団体数）÷（市内の社会教育関係団体総数）	%	45.3	↑
市内小学校における放課後子ども教室実施校の数	放課後子ども教室を行っている小学校の数	校	7	10
市立図書館・コミュニティセンター図書室における人口に対する利用比率	（市立図書館・コミュニティセンター図書室の貸出を行った延べ人数）÷（市総人口） ※直近 3 年間の平均値	%	149	↑

第4節 文化財の保存・活用を推進する

（1）めざすまちの姿

- 文化財の保存・活用をより効果的で持続的な取組としていくことで、将来世代に貴重な文化財を継承できるまちをめざします。
- 文化財の魅力を活かして市民のふるさと意識を醸成し、交流を広げることで、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 将来にわたって文化財を継承するため、市指定文化財の指定による各種文化財の保存、史跡指定・公有化・適切な維持管理による史跡の保存、開発に対応した発掘調査による遺跡の記録保存等の取組を実施しています。さらに、多様な活用が可能な地域資源として、史跡整備等による持続可能性のある保存・活用が求められています。
- 市内の文化財を地域資源として活用するエコミュージアムの取組として、ツアーイベント・シンポジウム・見学会等の開催や、デジタルコンテンツの制作及び活用、説明板の整備等を実施しています。本取組を通して、文化財保護意識の普及・啓発を推進するとともに、市民のふるさと意識の醸成と交流人口・関係人口の拡大が求められています。
- 歴史民俗資料館では、調査研究活動の成果をもとに常設展示や企画展示を開催し、また、小学生以上を対象とした授業や教室を開催する等、普及活動に取り組んでいますが、少子高齢化等に伴う人口減少により、来館者数への影響が危惧されています。

（3）施策の展開

1）文化財の保存・活用

将来世代に貴重な文化財を継承するため、発掘調査や各種文化財の特性に応じた調査・研究により確実な把握に努めるとともに、市指定文化財の指定、史跡の指定・公有化・適切な維持管理等を推進します。

また、久津川車塚古墳をはじめとした国の史跡については、市民や城陽市史跡整備委員会等の意見を踏まえ、持続可能性のある多様な活用を見据えた整備に向けて取り組みます。

2）エコミュージアムの推進

文化財を地域資源として活用するエコミュージアムの取組として、各種イベントの開催やデジタルコンテンツ・SNS の活用、説明板の整備等による魅力発信に努めます。あわせて、市内外の多様な主体が文化財の活用に継続して関わることのできる場や環境づくりを推進します。

3）歴史民俗資料館の充実

ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくため、市民ニーズに応じた常設展示や企画展示等の充実に努めます。また、歴史・民俗資料等の調査研究を進めるとともに、学校教育と連携し、利用促進に努めます。さらに、エコミュージアムのコア施設としての機能の充実を図るとともに、ホームページや SNS を活用した広報・普及活動の充実に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市文化芸術振興計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
文化財 SNS 情報発信指数	（SNS 投稿回数×SNS フォロワー数）÷（市総人口）	－	1.09	↑
歴史民俗資料館来館者数	年間の歴史民俗資料館来館者数	人	10,800	↑

第5節 文化芸術を振興する

（1）めざすまちの姿

- 文化芸術活動を行う市民一人ひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らすことができるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 文化芸術協会等の文化関係団体等との協働により、文化芸術振興計画に基づく施策の推進、文化芸術表彰の実施等に取り組んでいます。引き続き、市民の自主的な文化芸術活動への支援に取り組む必要があります。

（3）施策の展開

1）文化芸術活動の推進・充実

文化芸術推進会議を開催し、文化芸術の推進に関する調査審議を行うとともに、文化芸術協会や市民の文化芸術活動への補助等、市民が様々な文化芸術に触れる機会や自らの文化芸術を発信する場を設け、市民の文化芸術の創造及び発展に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市文化芸術振興計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
文化振興事業入場者割合	（文化パルクで実施される文化振興事業の年間入場者数）÷（市総人口）	%	41.0	↑

第6節 スポーツ・レクリエーションを振興する

（1）めざすまちの姿

- 市民一人ひとりが主体的、日常的に、市内のスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組めるまちをめざします。
- あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。
- 市民がプロスポーツチームの選手や対戦チームのサポーターと交流し、まちの活性化をめざします。

（2）施策の背景

- 障がいのある人もない人も、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめる場の提供、地域コミュニティの再生、市民の健康の保持増進による医療費の抑制に向け、教室や大会等を開催することで、誰もが身体を動かせる機会を提供しています。アフターコロナを経て、健康増進への市民意識が高まる中、主体的、日常的に健康づくりに取り組み、スポーツ・レクリエーションを楽しむ施策の充実と市民理解を深める必要があります。
- 市民が快適に安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園、市民プール等の施設の管理、更新を行っています。また、令和7年度（2025 年度）には、市民体育館の大規模改修を実施しています。スポーツ・レクリエーション施設の老朽化が進行していることから、引き続き、修繕を行う必要があります。
- スポーツ協会等のスポーツ関係団体やスポーツ推進委員とともに、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動のプログラムやスポーツ施設情報の提供等、市民ニーズにあわせたサービスを提供しています。今後、さらなる活動の普及と定着に向けた連携（支援）と指導者の育成を行う必要があります。
- 京都サンガ F.C.や京都ハンナリーズ等に対する各種支援施策を実施すること等により、市民の認知度向上や意識高揚を図り、まちの活性化につなげる必要があります。

（3）施策の展開

1）スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたって、いつでも、だれでも、いつまでもスポーツができる環境づくり、スポーツ・レクリエーションに親しめる教室や大会等の開催、支援に努め、地域コミュニティの再生や地域住民の健康の保持増進に向けて、スポーツ活動を通じた体力づくりの機会や場を提供します。

また、市内に所在する拠点施設でのスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、障がい者が精神的及び身体的な能力等を伸ばし、効果的な社会参加を促し、障がいのある者と障がいのない者がスポーツを通して、ともに親しめる仕組みづくりを進めます。

2）各団体との連携（支援）と指導者の育成

市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを取り込み、活動できるよう、スポーツ協会（社会体育振興会、スポーツ団体連合会、スポーツ少年団）等との連携及び育成、支援を図ります。また、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの振興を目的として、機会及び場づくりに努めるとともに、初心者に対して活動の普及と定着に向け、スポーツ推進委員を中心とした指導者の育成に努めます。

3）スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民ニーズを把握し、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、城陽市総合運動公園の老朽化設備は更新するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れリニューアルした市民体育館の利用が促進されるよう努めます。

また、アイリスイン城陽、プラムイン城陽については、老朽化する施設の更新に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設と連携した利用促進に努めます。

4）プロスポーツの各種支援

ホームゲームでの試合観戦や、激励会の開催等により、国際競技力の向上にも寄与するプロスポーツを市民とともに支援し、認知度、意識の高揚を図ります。

（4）関連計画

- 城陽市生涯学習推進計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	（年間市公共スポーツ施設利用者総数）÷（市総人口）	回	2.7	↑

市民まちづくりワークショップで得られた意見に基づく
将来像の実現に向けて市民等ができること

- 城陽子ども文化・科学賞や「ふるさと城陽」絵画コンクール等に積極的に応募する。
- 多文化共生の推進等に向け、多次元教育の仕組みをつくり、教育・体験活動等に参画する。
- ボランティアの取組を継続するため、ボランティア活動に積極的に参加する。
- 文化パルク城陽や市内の文化施設等を活用し、学びの機会をつくる。
- 地域資源としての本市の歴史を学び、市民活動につなげる。

第3章 交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち

安全で快適な都市基盤と緑あふれる都市環境を調和させながら、本市が有する広域的な交通ネットワークを活かした利便性の高いまちづくりを進めることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じるような、交流と活力をともに創り出せるまちをめざします。

その実現に向けて、市民が将来にわたり安心・安全に暮らすための都市基盤の整備や、本市が有する緑豊かな環境の活用を通じて、利便性の高さと自然への近接性が両立された住環境の保全・魅力向上を図ります。

また、基幹交通網の優位性を活かし、都市機能・施設の適正な配置と集積による、利便性の高い持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、環境共生をめざし、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

政策一覧

① 道路ネットワークを充実する
② 公共交通ネットワークを充実する
③ 駅を中心としたまちづくりを推進する
④ 住環境の質の向上を推進する
⑤ 上下水道の適切な管理運営を推進する
⑥ 緑豊かなまちづくりを推進する
⑦ 環境を守り育てるまちづくりを推進する
⑧ ごみの減量・資源循環を推進する

第1節 道路ネットワークを充実する

（1）めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通により、他府県へのアクセス性が高まり、利便性が向上します。また、新市街地や東部丘陵地等のまちづくり等、新名神高速道路の利便性を活かした地域の活性化を図ります。
- 市内道路網整備により、交通の分散が図られ交通渋滞の緩和や円滑な交通の確保をめざします。
- 住民ニーズの視点に立ち、安心・安全なみちづくりや適切な維持管理を実施することにより、安全で快適な人にやさしい道を整備します。

（2）施策の背景

- 道路は、市民生活や経済・社会活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時における避難や復旧に欠かすことのできない施設です。特に、現在整備事業が進められている新名神高速道路は、新東名高速道路とともに名神高速道路・東名高速道路と相互に機能を補完し、国土軸をダブルネットワーク化することで、災害等で道路が寸断されても国民生活へ与える影響を緩和することができるほか、ヒト・モノの流れを支え、名神高速道路・東名高速道路との適切な交通機能の分担と高い信頼性を確保し、我が国の産業・文化・社会経済活動の振興に寄与するものです。また、成長力を強化する物流ネットワークの構築等として、令和2年（2020 年）3月に新名神高速道路大津～城陽間の6車線化が事業化し、物流の生産性や高速道路ネットワークの安定性のさらなる向上が図られます。新名神高速道路のうち、城陽～八幡京田辺間は平成 29 年（2017 年）4月に開通し、大津～城陽間は早期開通させるべく NEXCO 西日本が高速道路本線の建設事業を行っています。また、新名神高速道路の開通にあわせて、広域交通に係る利便性を高めるため、城陽スマートインターチェンジ（仮称）の整備が計画されています。近畿地方のほぼ中央に位置する交通の要衝として本市の潜在能力を向上させるためにも、大津～城陽間の早期開通及び6車線化の早期整備に向け、今後とも、事業が円滑に進むよう関係機関と調整を行う必要があります。
- 本市は古くから京都と奈良を結ぶ交通の要衝として南北の道路は発達していますが、東西方向の道路網が脆弱なため、都市計画道路の早期整備が課題となっています。そのため、交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備を進める必要があります。また、都市計画道路東部丘陵線から木津川市に至る国道 24 号城陽井手木津川バイパスについては、今後の新名神高速道路の開通にあわせて、広域交通に係る利便性を高めるため、早期供用に向けた関係機関との調整を行う必要があります。
- 広域交通ネットワークの整備にあわせ、市内の交通渋滞の緩和や市内交通の円滑化、安心・安全なみちづくりを進めるため、都市計画道路や、生活道路の整備等を計画的

に行う必要があります。

- 生活道路については、「安全・安心みちづくり事業」において交差点改良や歩道整備、バリアフリー化等を、「住みよいみちづくり事業」においては老朽化側溝の改修を、「市民が主役のみちづくり事業」は地域提案型道路整備事業として地域と市が連携し道路の整備を行っています。この3つの事業を軸として多様化する道路に対する住民ニーズの視点にも対応するため、計画的に生活道路の整備を進める必要があります。

（3）施策の展開

1）幹線道路の整備

新名神高速道路の開通による利便性を向上させるため、新名神高速道路事業及び周辺道路事業の整備促進に協力を行います。

また、交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、国道 24 号城陽井手木津川バイパスの早期整備、府道上狛城陽線に接続する（仮称）南城陽バイパスの整備、府道城陽宇治線久津川交差点の改良、府道内里城陽線（城陽－八幡連絡道路）の早期整備、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業等について、関係機関に要望していきます。

2）生活道路の整備

歩行者の安全確保、日常生活に密着した安全で快適な道路整備を行うため、歩道整備や交差点改良、老朽化側溝の改修を行い、安全で快適な道路整備を推進します。

3）道路の適切な維持管理

道路の安全性・快適性を確保するため、市管理物件の保護及び機能保全に努めるとともに、市民と協働して道路の適切な維持管理に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市都市計画道路網計画（平成 29 年度（2017 年度）～）
- 城陽市橋りょう長寿命化修繕計画
- 城陽市歩道橋長寿命化修繕計画

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
都市計画道路の整備率	（改修済＋概成済（計画幅員の 2/3 以上の幅員が確保された道路））÷（都市計画決定道路延長）	%	42.7	72.1 以上

指標名	説明	単位	現状値 （R7）	目標値 （R13）
側溝改修率（道路延長）	（側溝改修済延長）÷（側溝改修対象延長）	%	53.4	54.7 以上
道路の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	40.8	↑
歩道の利便性・安全性に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	28.2	↑

第2節 公共交通ネットワークを充実する

（1）めざすまちの姿

- 鉄道やバス等、公共交通が利用しやすいまちをめざします。また、広域的な鉄道網の利便性の向上をめざします。
- 誰もが安心して利用できる鉄道駅の実現をめざします。
- 健康で生きがいの持てる生活の実現と環境にやさしい持続可能な公共交通の実現をめざします。

（2）施策の背景

- 鉄道の利便性向上について、引き続き、JR 奈良線の全線複線化の実現に向けた取組が必要です。加えて、木津川右岸地域と大阪方面のアクセスを向上させ、交流・定住人口の増加につなげるとともに、松井山手駅周辺に北陸新幹線の中間駅が設置されることによる経済効果を京都府南部地域に波及させるため、新たな鉄道網の整備実現に向けた取組を進める必要があります。
- 市内全駅のバリアフリー化を進める必要があります。
- 城陽さんさんバスについては、今後も引き続き利用者増加を図る取組を進める必要があります。また、青谷地域等の住民の移動手段については、定時定路線型乗合タクシーを運行し確保しているところですが、引き続き運行を継続するため、利用促進の取組を進める必要があります。今後、新名神高速道路の開通や東部丘陵地整備に伴い、交流人口の増加等、新たな人の流れが生じることが想定されることから、全国的な運転手不足や高齢化の進行等の状況を見極め、持続可能な公共交通体系を構築する必要があります。

（3）施策の展開

1）鉄道の利便性向上

JR 奈良線全線複線化の実現に向けた取組を進めます。また、城陽駅のバリアフリー化整備を推進し、市内すべての鉄道駅のバリアフリー化を実現します。加えて、大阪方面への新たな鉄道網として、JR 片町線（学研都市線）の京田辺駅と JR 奈良線の長池駅を結ぶ片奈連絡線の整備促進について、国や京都府に対し要望を行います。

2）移動手段の確保

地域公共交通の維持・確保や市全体における交通体系の検討を進めるため、城陽市地域公共交通計画を策定し、当該計画に基づき持続可能な公共交通網の確保と安定的な地域の旅客運送サービスの提供を図り、移動手段を確保します。

3）公共交通の利用促進

城陽市交通ガイドマップの更新・配布や、きょうとエコサマー、シルバー・フリーバスライド、学校を対象としたモビリティ・マネジメント、公共交通利用促進プロモーションイベント等の取組を通し、公共交通の利用促進を図ります。

（4）関連計画

- 城陽市地域公共交通計画（令和9年度（2027 年度）策定予定）

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
鉄道を利用しやすいと感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	67.9	↑
城陽さんさんバスの乗客数	城陽さんさんバス2路線（鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線、プラムイン城陽長池線）の年間乗客数	人	203,605	↑

第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する

（1）めざすまちの姿

- 市内6つの鉄道駅を中心とした各拠点の特性に応じた都市機能の誘導と居住の集約を図り、市民が快適に暮らし続けられる持続可能な都市の形成を図ります。

（2）施策の背景

- 人口減少・少子高齢化に伴う市街地のスポンジ化と人口密度の低下により、将来的に都市のインフラ維持費の増大や公共施設等のサービスの低下が深刻化します。これらに対応するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を進める必要があります。
- 駅周辺のにぎわい創出のため、地域住民との協働によるまちづくりを進める必要があります。
- 駅に通じる道路整備や駅利用者の安全性・利便性を向上させる必要があります。

（3）施策の展開

1）「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進

城陽市立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導・集積、さらには都市機能への交通アクセスの確保による持続可能なまちづくり、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

2）駅周辺整備の実施

寺田駅周辺については、まちづくり協議会等と協働し、にぎわいの創出に取り組むとともに、民間開発の誘導に向けた取組を進めます。

長池駅周辺については、まちづくり協議会等と協働し、にぎわいの創出に取り組みます。また、駅南側の交通結節機能として駅前広場等の整備の検討を進め、東部丘陵地エリアの開発も見据え、地域住民をはじめとした様々な人が集い、活動することのできる場所づくりに努めます。

その他の各駅周辺においては、駅利用者の安全性・利便性を向上させ、良好な交通環境の形成に努めます。

（4）関連計画

- 寺田駅周辺整備基本計画（案）
- 寺田駅周辺施設整備計画（案）
- JR 長池駅周辺整備基本構想・基本計画
- 長池駅南側周辺整備基本計画
- 山城青谷駅周辺整備基本計画

- 城陽市立地適正化計画（令和8年度（2026 年度）～令和 27 年度（2045 年度））
- 城陽市都市計画マスタープラン
  （令和8年度（2026 年度）～令和 17 年度（2035 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
既に区域内に存在する施設及び将来誘導を図る施設の立地件数	城陽市立地適正化計画に定める誘導施設の都市機能誘導区域内における立地件数	件	13	14 以上

第4節 住環境の質の向上を推進する

（1）めざすまちの姿

- 良好な住環境の形成及び秩序ある良好な市街地景観の創出を推進します。

（2）施策の背景

- 良好な都市環境の形成のため、開発事業者に対し、城陽市開発指導要綱に基づく協議を行う必要があります。また、地震から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の所有者に対して、耐震化の必要性について普及啓発に努め、あわせて、適正に維持管理されていない空家が増加傾向にあることから、空家の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき指導等を行う必要があります。
- 市内には京都府屋外広告物条例に基づく許可を取得していない屋外広告物が見受けられます。そのため、無許可広告物に対して許可申請及び除却等の指導・啓発を行う必要があります。

（3）施策の展開

1）良好な住環境の形成

周辺環境と調和した安全で快適な住環境を確保するため、開発事業者や施工者に対し、城陽市開発指導要綱及び関連法令等の規定に基づく指導や要請等を通して、適切な事業の実施に向けて誘導します。また、城陽市空家等対策計画に基づき、空家の所有者に対する指導等を行うほか、空き家バンク登録促進補助金制度により空家の流通促進を図ります。 加えて、城陽市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震災害に強いまちづくりをめざすため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

2）屋外広告物の適正な規制・誘導

屋外広告物の実態把握に努めるとともに無許可広告物に対して許可申請及び除却等の指導・啓発を行い、良好な景観形成の推進を図ります。

（4）関連計画

- 城陽市空家等対策計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 城陽市建築物耐震改修促進計画（平成 28 年度（2016 年度）～）

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
特定空家等の件数	倒壊等のおそれがある空家として判断した件数	件	0	0

第5節 上下水道の適切な管理運営を推進する

（1）めざすまちの姿

- 災害等に備えて、上下水道施設の強靭化を図ります。
- 老朽化した上下水道管路の更新等を進めます。
- 東部丘陵地の新規需要に対応する上下水道施設を整備します。
- 人口減少をはじめとする事業環境が変化する状況においても、上下水道事業の持続性を確保します。

（2）施策の背景

- 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、また、周辺には多数の活断層が分布し、とりわけ生駒断層帯を震源とする大規模地震の発生が想定される地域となっています。このため水道事業では、災害や事故においても安定して水道水を供給するために、府営水道の受水点の追加による冗長性の確保や、水道施設の耐震化を図る必要があります。公共下水道事業では、重要な管路はすでに耐震化できている状況ですが、管路の機能を確保するために、液状化によるマンホールの浮上防止対策を進める必要があります。
- 水道事業では、基幹管路の耐震化率の向上を優先しつつ、更新等を検討する必要があります。公共下水道事業では、近年多発する下水道管路の老朽化に伴う破損に起因する道路陥没等の被害を未然に防止するため、維持管理と更新の一体マネジメントの視点から下水道管路の点検・調査を行い、更新等に取り組む必要があります。
- 本市では東部丘陵地の開発を進めており、青谷地区において基幹物流施設が設置されるため、新たに水道施設の整備を行う必要があります。また、今後の中間エリアの開発に対応する必要があります。
- 人口減少や物価高騰等の厳しい環境において、住民生活の根幹となる上下水道事業の持続性確保は全国的な課題となっており、国は市町村に対し広域化・共同化や人材の確保・育成、官民連携等による基盤強化を求めています。市においては、上下水道事業の持続性を確保するために、官民連携して技術者の確保、技術の継承、及び新技術の導入に取り組んでいます。また、広域化・共同化についても検討を進める必要があります。

（3）施策の展開

1）上下水道施設の耐震性の確保

上水道施設については、地震の発生時においても安定した給水を図るため、浄水場、配水池及び基幹管路の耐震化を進めます。

下水道施設については、管路の機能を確保するため、地震の発生時の地盤の液状化に

よるマンホールの浮上対策を進めます。

2）水道施設の冗長性の確保

災害や事故の発生時においても安定した給水を図るため、現状1箇所しかない京都府営水道の受水点の追加整備を進め冗長性を確保します。

3）上下水道管路の老朽化対策

上水道管路については、基幹管路を中心に計画的な更新を進めます。

下水道管路については、維持管理と更新の一体マネジメントの視点から、設置後 40 年経過した管路及びマンホールの点検・調査を実施し、更新等を実施することで施設の老朽化に対応します。

4）東部丘陵地に対する上下水道施設の整備

青谷地区については、基幹物流施設が整備されるため、必要となる配水池等の施設の整備を進めます。

中間エリアについては、関係機関と調整を行い、必要となる上下水道施設の整備を進めます。

5）官民連携による上下水道事業の基盤強化

上下水道事業を安定して持続させるため、包括的民間委託により、技術者を確保して持続性を高めるとともに、新技術等の導入により業務の精度及び効率性を高め、上下水道事業の基盤強化を図ります。

6）財政基盤の確保

本節における「めざすまちの姿」を実現するため、上下水道事業の財政計画を適宜見直すことにより、財政基盤を確保します。

（4）関連計画

- 城陽市水道事業ビジョン
  （平成 30 年度（2018 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 城陽市下水道事業ビジョン
  （令和2年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
上水道の基幹管路の耐震化率	（耐震化済の上水道の基幹管路延長）÷（上水道の基幹管路総延長）	%	52.5	80.0 以上
老朽化した下水道施設の調査率	（対象下水道施設の調査済延長）÷（対象下水道施設の総延長） ※対象下水道施設：令和 17 年度（2035 年度）末に設置後 40 年を超える管渠及びマンホール	%	0	100

第6節 緑豊かなまちづくりを推進する

（1）めざすまちの姿

- 受け継がれてきた緑を守り、次世代へと継承するまちをめざします。

（2）施策の背景

- 本市は木津川の流れや東部の丘陵部を中心に広がる緑豊かな山林・緑地や農地等、自然環境に恵まれており、これまで受け継いできた緑の保全を行う必要があります。
- 公園や緑地については、地域に親しまれ、より利用しやすい憩いの場となるよう、適切な維持管理や整備に取り組む必要があります。また、城陽五里五里の丘は、東部丘陵地の山砂利採取跡地の自然再生として、京都府立木津川運動公園（北側区域）の基本計画に基づき、早期に整備されることが求められています。

（3）施策の展開

1）都市の緑の保全

市民、地域、企業等による都市の緑化を推進するため、鴻ノ巣山や優良農地、寺社仏閣の緑の保全を行うとともに、道路の緑化に努めます。

2）公園・緑地の整備及び維持管理

都市環境や都市景観の向上とともに、地域に親しまれ、より利用しやすい憩いの場となるよう、適切な維持管理と整備に努めます。

また、市民が暮らしのなかで身近にうるおいを感じることができるよう、広域的なレクリエーションの拠点として、府市協調により、京都府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）の全園開園をめざします。

（4）関連計画

- なし

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	82.2	↑

第7節 環境を守り育てるまちづくりを推進する

（1）めざすまちの姿

- 市民協働による全市的な環境保全活動により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や、自然との調和をめざします。
- 地域の環境の適切な把握等により、良好な生活環境を保全します。
- 豊富な地下水を、市民共有の財産として保全します。

（2）施策の背景

- 地球温暖化等、地球規模での環境問題が深刻化する中で、国は令和2年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。本市においても令和3年（2021 年）11 月に「ゼロカーボンシティ」を表明したことから、引き続き、市域全体の温室効果ガス削減に向けて取り組む必要があります。また、本市もいち事業者として率先して環境に配慮した取組を進める必要があります。
- 城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者で構成する「環境パートナーシップ会議」が活動しています。この「環境パートナーシップ会議」を中心に、環境基本計画の推進や、環境保全活動として、「環境フォーラムの開催」をはじめ、引き続き、環境問題に対する様々な活動を行う必要があります。
- 本市は住宅都市として発展した経過があり、市民が安心・安全で快適・健康な生活を営むことのできる良好な生活環境を適切に維持するための取組を進める必要があります。
- 本市の豊富な地下水は、貴重な水道水源であるとともに、湧水花きをはじめとする農業用水にも活用される等、市民共有の財産となっています。今後も地下水の有効利用と保全を図るため、水質保全に向けた調査・監視を継続する必要があります。

（3）施策の展開

1）地球環境の保全

カーボンニュートラルの実現に向け、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき取組を推進します。

また、市の事務事業による環境負荷を低減するため、市独自環境マネジメントシステム「J-EMS」並びに城陽市エコプランにより、市が率先して環境に配慮した事業活動を展開します。

2）市民協働による環境保全の推進

環境保全とまちのにぎわいや発展が両立する持続可能な環境共生のまちの実現のため、城陽環境パートナーシップ会議の体制維持・強化を図るとともに、城陽市環境基本計画に

基づき、市民協働による環境保全活動を進めます。

3）生活環境の保全の推進

良好な生活環境を保全するため、環境汚染把握のための大気・水質等の環境測定や、環境監視パトロールを実施します。

4）地下水の保全

豊富で良質な地下水を保全するため、城陽市地下水採取の適正化に関する条例に基づく適正採取と合理的利用及び水質保全のための調査・監視に努めます。

（4）関連計画

- 第2次城陽市環境基本計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
  （令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 第5期城陽市エコプラン（令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
環境パートナーシップ会議の会員数	市・市民・事業者で構成される城陽環境パートナーシップ会議の会員数	人	267	↑
川や池のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査結果	%	28.2 （R5）	↑

第8節 ごみの減量・資源循環を推進する

（1）めざすまちの姿

- 市、市民、事業者がごみ減量・再資源化意識の向上により、各主体の役割を果たすことで、ごみ処理による CO_2 排出量を抑制し、循環型社会の実現をめざします。

（2）施策の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、資源循環の仕組みが確立された循環型社会への転換が求められています。本市においては、城南衛生管理組合による処理施設の集約化、共同処理を実施しており、エネルギー回収、温暖化防止等に取り組んでいますが、さらにこれらの取組を進める必要があります。
- 市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、排出者自身のごみ減量・再資源化意識の向上を図るため、情報発信の強化に一層努める必要があります。また、事業所におけるごみの発生抑制やごみの適正処理、再資源化の推進が課題です。
- ごみの発生抑制や減量化に関する市民の取組を支援し、「もったいない意識」の啓発に努め、無駄に捨ててしまわない消費行動を促進するとともに、不法投棄の根絶に向け、令和6年（2024 年）に施行した城陽市ポイ捨て禁止条例に基づき、ポイ捨てを防止・抑止することや、廃棄物不法投棄パトロールをはじめ、今後も監視体制を強化し、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取組を推進する必要があります。
- 緊急時や災害時等の廃棄物処理方法を検討し、他市町とのさらなる連携強化や相互支援体制を整備するとともに、収集体制の効率化、ごみ減量・再資源化を進める必要があります。

（3）施策の展開

1）ごみ減量・再資源化の推進

本市の廃棄物処理行政の指針となる城陽市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制・減量化・資源物の分別徹底、ごみ減量や再資源化等に関する情報の提供を積極的に進めます。

また、城南衛生管理組合構成市町と連携し、ごみ処理コストの削減に配慮したごみ減量、再資源化に取り組み、今後もエネルギー回収、温暖化防止等、効率的なごみ処理をめざします。

2）ごみの適正処理

城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等に基づき、ごみの適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業の許可制度の運用を進めます。

城陽市ポイ捨て禁止条例に基づき、ポイ捨て禁止行為に違反した者への指導等を行うことにより、快適な生活環境の確保に努めます。

ごみ収集作業の効率化を図りながら、市民に対しごみステーションの衛生保持、管理の効率化、ごみの適正処理について啓発を推進します。

事業所に対しては、自己処理に関し適正な収集運搬や排出の指導に加え、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供するなど積極的に取り組みます。

なお、ごみステーションから金属等資源物を持ち去る行為を城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で禁止していることから、持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適正処理を推進します。

3）環境衛生の向上

地域の良好な環境を維持し、衛生的で快適な生活環境を保持するため、市、市民、事業者、環境団体、環境ボランティア等が協働して、環境意識の高揚・マナー向上等、地域で盛り上げ、不法投棄防止等の実効性を高めます。

4）緊急時・災害時における廃棄物処理の対応

城陽市災害廃棄物処理計画に基づき、緊急時や災害時等の廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う体制確保に努め、広域的に他市町との連携強化や相互支援体制の整備に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市一般廃棄物処理基本計画
  （令和4年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度））
- 容器包装リサイクル法に係る分別収集計画
  （令和8年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度））
- 城陽市災害廃棄物処理計画（令和4年度（2022 年度）～）

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
ごみの総排出量	燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物の合計量	t	19,086	（暫定値）16,367 以下
資源化物率	（資源物）÷（ごみの総排出量）	%	17.4	（暫定値）15.2 以上

市民まちづくりワークショップで得られた意見に基づく
将来像の実現に向けて市民等ができること

- 鉄道やバス等の公共交通が地域の大切な移動手段であることを認識し、マイカーの過度な利用を控え、公共交通を積極的に利用する。
- まちをきれいに保つため、ごみ拾い等に協力する。

第4章 地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち

本市が有する広域交通網の要衝としての立地条件の優位性をはじめ、自然、歴史、文化、人材等の多様な地域資源を最大限に活かし、産業の活性化や観光の振興、本市の魅力発信等を通じて、多様な主体が地域の豊かさをともに築いていけるまちをめざします。

その実現に向けて、地域資源や地域特性を活かした産業の活性化や農商工振興を推進しながら、企業立地の促進や産業集積を図り、新たな雇用の創出や地域経済の活性化につなげます。

また、本市の魅力を効果的に発信することに加え、人権と多様性を尊重し、市民一人ひとりが主体的に地域づくりや市民活動に参加できる環境を整えます。

政策一覧

① 東部丘陵地の整備を推進する
② 労働力を確保する
③ 商工業を育成する
④ 持続可能な農業の振興を推進する
⑤ 地域の活力につながる観光を振興する
⑥ まちづくりにおける市民参加・協働を推進する
⑦ まちの魅力発信、都市間交流を推進する
⑧ 人権を尊重する
⑨ 男女共同参画を推進する

第1節 東部丘陵地の整備を推進する

（1）めざすまちの姿

- 着実に整備が進められている東部丘陵地長池地区及び青谷地区に続き、両地区の間に位置する中間エリアでは、「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park（ジョウヨウ・スマート・イノベーション・パーク）」を基本コンセプトに、先端技術の導入、成長産業の集積、環境と経済が調和した持続可能なまちの実現をめざし、京都府南部地域の活性化を図ります。
- 東部丘陵地については、他の開発地との差別化を図るとともに、エリアの新たな付加価値を創出するため、関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）への編入をめざします。

（2）施策の背景

- 東部丘陵地の土地利用の実現に向けては、東部丘陵地整備計画に基づき、市街化区域編入や都市計画道路東部丘陵線の都市計画決定等、整備に向けた取組を推進しています。今後は、広域交通の利便性を活かしたまちづくりを進めるため、東部丘陵地整備計画における段階的整備の方針に基づき、計画的に市街化区域へ編入させるなど、円滑かつ効率的に東部丘陵地関連事業を確実に進捗させる必要があります。
- 長池地区では京都府内初となる（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業に向けた準備が、青谷地区では日本初となる基幹物流施設を中心とした次世代型物流拠点の整備が進められており、これら両地区の事業を着実に推進する必要があります。
- 中間エリアにおいては、「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park」を基本コンセプトに、まちづくりの具体化に向けた取組を進める必要があります。
- 東部丘陵地整備計画における段階的整備の方針に基づき、令和6年（2024 年）12 月の区域区分見直しで、中間エリアの一部が保留フレームに設定されました。今後は、保留フレームの市街化区域編入に向け、計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- 東部丘陵地においては、新名神高速道路等の整備による交通利便性や広大な土地を活かした開発に対する民間事業者の関心が高まっています。一方で、山砂利採取跡地であることなどが課題となっていることから、民間事業者の参画を促す新たな付加価値を創出し、まちづくりを推進する必要があります。

（3）施策の展開

1）東部丘陵地整備計画に基づく段階的整備の推進

東部丘陵地長池地区では、広域的な交通利便性を活かし、広域圏を対象とした商業機能となる京都府内初の（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレット、また青谷地区では、広域的な交通利便性を活かした基幹物流施設を核とする次世代型物流拠点のまちびらきに向

けた取組を進めます。

中間エリアにおいては「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park」を基本コンセプトに、まちづくりを段階的に推進します。まずは令和6年(2024 年)12 月の区域区分見直しで保留フレームに設定された中間エリアの一部について、地権者や関係機関等と協議・調整を行い、市街化区域編入に向けた土地利用の具体化を図ります。

さらに、東部丘陵地においては、他の開発地との差別化を図るとともに、エリアの新たな付加価値を創出するため、関西文化学術研究都市への編入に向けた取組を推進します。また、同都市等の研究機関や最先端産業を担う企業との連携により、自動走行や走行中無線給電、脱炭素テクノロジー等の先端技術を社会実証・実装する近未来都市の形成を図ります。

2) 東部丘陵地への企業誘致に向けた取組の推進

東部丘陵地への企業立地を促進するため、企業ニーズの把握を行うとともに、多様な手法を活用して東部丘陵地の開発状況の情報発信に努めます。また、効果的な企業誘致施策として、関西文化学術研究都市への編入をめざし、雇用の創出と地域産業の振興につながる企業誘致を推進します。

(4) 関連計画

- 城陽市都市計画マスタープラン
  (令和8年度(2026 年度)～令和 17 年度(2035 年度))
- 城陽市東部丘陵地整備計画

(5) まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値 (R7)	目標値 (R13)
東部丘陵地中間エリア(第1期開発エリア)の市街化区域編入	東部丘陵地中間エリア(第1期開発エリア)の市街化区域編入状況	－	保留フレーム設定	区域編入完了
東部丘陵地の関西文化学術研究都市への編入	関西文化学術研究都市への編入に向けた取組状況	－	－	編入完了
東部丘陵地長池地区における大型商業施設の開業	東部丘陵地長池地区における大型商業施設開業に向けた取組状況	－	造成工事完了	開業
東部丘陵地青谷地区のまちびらき	東部丘陵地青谷地区のまちびらきに向けた取組状況	－	造成工事中	まちびらき

第2節 労働力を確保する

（1）めざすまちの姿

- 企業誘致により働く場所が生まれ、労働力を確保し、職住近接により地域の活性化を図るとともに、企業活動の活性化を通じて、地域経済の発展に寄与する仕組みづくりを進めます。

（2）施策の背景

- 本市では、サンフォルテ城陽及び京都山城白坂テクノパークの企業誘致が完了し、雇用需要が高まる中、地域の雇用の促進を図ってきました。現在、全国的な人口減少や生産年齢人口の減少を背景として、企業の人手不足は深刻化しています。今後は、新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業、さらには東部丘陵地中間エリア等の開発に伴い、さらなる雇用需要の増加が見込まれることから、地域における労働力を確保する必要があります。
- 社会経済情勢や本市のまちづくりの変化に対応しながら、市内企業の雇用需要を的確に把握し、活発に事業展開を行う市内企業が持つ人材確保ニーズを満たす必要があります。また、ハローワーク宇治や京都ジョブパーク、城陽商工会議所をはじめとする関係団体、近隣自治体と連携することによる、効果的な展開が求められています。

（3）施策の展開

1）企業と求職者のマッチング支援

（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業等により、雇用需要のさらなる増加が見込まれることから、立地企業のニーズを的確に把握し、京都労働局やハローワーク宇治、城陽商工会議所等の関係機関と連携した雇用促進に取り組み、企業が円滑に操業できるように支援します。

また、企業と求職者のミスマッチを解消するため、関係機関と連携を強化し、積極的な就労機会の提供に努めます。

2）勤労者福祉の向上

勤労者福祉の向上を図るため、退職金共済制度に対する支援等の取組に努めます。

（4）関連計画

- 明日の京都城陽産業かがやきビジョン
（令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値 （R7）	目標値 （R13）
従業者数	市内企業の従業者数	人	20,735 （R6）	24,000 以上

第3節 商工業を育成する

（1）めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通等の交通インフラ整備により、市内事業者の商圏の拡大を図り、域外からの収入の増加と商工業の活性化をめざします。
- 新規創業や立地企業を増やすことで、雇用の場の確保や地域内消費を促進し、地域の新しい魅力づくりをめざします。
- 城陽商工会議所等と連携し、市内事業者や創業・スタートアップ事業者への必要な支援を行うことで、地域経済の循環を促進し、活力のあるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 本市の産業構造は小規模な事業所が多いことから、経営状況が景気の動向に大きく左右される状況にあります。また、近年では国際情勢の不透明化に伴う物価高騰による影響が生じており、今後も引き続き、社会経済情勢の変化に対応し必要な対策を講じる必要があります。
- 新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業等を契機とし、それら環境の変化を活かしながら地域経済の活性化を図る必要があります。また、市内企業の事業拡張や進出企業の立地に向けた用地確保、支援を図る必要があります。
- 市内における定住やにぎわいづくりを促進し、地域の活性化を図るため、本市で創業する事業者を支援する必要があります。

（3）施策の展開

1）市内事業者の振興と経営安定化

市内経済の活性化及び振興を図るため、DX・デジタル化の推進や製品開発、販路拡大といった活発な事業展開に取り組む市内事業者を支援します。あわせて、商店街のにぎわいづくりに向けた取組への支援により、地域商業の活性化を図ります。

市内産業のネットワークを通じた、企業間連携の機会創出や支援制度の情報提供による活用促進に取り組みます。

また、設備投資や運転資金といった企業の資金需要に対応するため、各種融資・助成制度を周知するとともに、中小企業低利融資制度（マル城制度）利子補給金の交付等の支援を行い、経営の安定化を図ります。

観光分野との連携による相乗効果を創出し、市内消費の拡大と地域内経済循環の促進を図ります。

2）企業立地の推進

新名神高速道路の開通と、それを契機とした（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの

開業等の様々な機会を活用し、京都府企業誘致連絡会議を通じた企業誘致に関する情報収集・情報発信や、企業立地促進助成金の運用等を通して、市内への企業立地を推進します。

3）新規創業・第二創業の支援

地域経済の活性化を担う人材づくりとして、アクティブ事業所おうえん補助金等の各種補助金を通して、市内での新規創業や第二創業を積極的に支援します。

また、城陽商工会議所、京都信用保証協会、日本政策金融公庫、市内金融機関と市による創業支援ネットワーク「城陽チャレンジスクエア」を創業のワンストップ相談窓口として活用し、創業希望者に対して連携した支援を展開します。

（4）関連計画

- 明日の京都城陽産業かがやきビジョン
  （令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
製造品出荷額	市内事業者の製造品出荷額	億円	988.1	1,250.1 以上

第4節 持続可能な農業の振興を推進する

（1）めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通による地の利の向上により、本市への来訪者、交流人口の増加等が見込まれます。この好機を活かした本市農業の発展と、所得向上に向けた取組を展開します。
- 認定農業者や新規就農者の確保・育成をはじめ、多様な担い手を確保・育成することで、次の世代への農地の継承を図ります。
- 農業しやすい環境づくりを図り、持続可能な農業振興に向けた取組を進めます。

（2）施策の背景

- 本市の農業を取り巻く情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化等により大きく変化しているほか、新名神高速道路の開通等を契機とし、交流人口や来訪者の増加が期待されます。これらの変化を、本市が全国に誇る茶、梅、イチジク、カンショや湧水花き等、特産物のブランド化等による付加価値向上と、需要・販路拡大等による農業者の安定した農業経営、所得向上につなげることが重要です。
- 本市は小規模経営の農業者が多いことが特徴となっていますが、農業者の減少や高齢化が進み、農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。次の世代の農地の保全のためには、認定農業者や新規就農者の確保・育成をはじめ、経営継承の仕組みの構築や、女性や定年帰農によるシニア世代、農福連携の取組や農業分野に新たに参入する事業者等を「多様な担い手」として位置づけ、確保・育成することが課題です。
- 安定した農業経営や、耕作放棄地への対策にあたり、多くの小規模・不整形農地に対応した生産効率向上の対策が課題です。また、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」）に基づく、農地集約化や耕作放棄地対策を講じる必要があります。さらに、シカやアライグマ等、有害鳥獣による農作物被害への対応が求められます。

（3）施策の展開

1）まちづくりの進展に即した新たな農業の展開

新名神高速道路の開通や、（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの進出等の大型プロジェクトに伴い見込まれる交流人口の増加は、本市農産物の販路開拓が期待できる絶好のチャンスであり、地元農産物の販売所の整備等、販売機能の強化に向け、京都府やJAとも連携し取組を進めます。

また、農業者が所得向上のために積極的にチャレンジする、交流人口、来訪者の増加を活かした取組や、関係人口を巻き込んだ取組を支援するとともに、国や京都府の支援も活用しながら、農業者の経営継続に向けた支援に取り組みます。

市民に対しても、食育の観点も踏まえ、安全・新鮮な農産物の供給を進めるため、地産

地消の推進もあわせて図ります。

2）多様な担い手の参画による農地の保全・活用

本市の優良な農地を次の世代にも保全・活用していくためには、多様な担い手等の参画と多様な担い手を迎え入れる仕組みの構築が重要であり、その促進を図ります。

これからは、新規就農者や認定農業者のさらなる確保、育成を図るとともに、生産性を高めるために規模拡大の意向のある農業者への農地の流動化を促進し農地の集積について、農地中間管理機構や農業委員会と連携し取り組みます。

また、多様な担い手が行う貸農園や農業体験への参加等、農業者以外が農地を利用する仕組みについても関係機関と連携し、支援を図ります。

さらに、地域の農業のあり方として定めた地域計画について、地域との話し合いを踏まえ、担い手確保・育成や今後の農地の有効な利用等、地域の課題解決に向けた取組を、農業委員会等、関係機関と連携して実施します。

水田農業への取組については、高収益作物への転換を基本としつつ、農地の保全や水田が持つ、洪水の防止、美しい風景や生き物を育む等といったその多面的機能の観点も踏まえ、水稲生産者への支援を図るとともに、水田農業を担う法人等の組織づくりを関係機関と連携し、検討します。

3）農作業しやすい環境づくりを進めた持続可能な農業の構築

効率的な農作業を進めるためには、農地の集約化やほ場整備をはじめとする土地改良事業の実施が必要となることから、地元の気運が重要であり、地元からの要請を踏まえ、京都府や JA 等関係機関とも連携しながら気運醸成に向け取り組みます。

また、作物毎に農地が集約していることで、効率的に農業しやすい環境が期待できることから、農業者の収益性を高めるため、茶・イチジクをはじめとする高収益作物への転換を促進するとともに、地域計画の取組を進める中で作物毎の農地の集約のあり方や農業を積極的に振興する方策について地域と検討を進めます。

有害鳥獣対策や疫病被害による農作物被害への対策に関しても、国や京都府等の財源を活用しながら、猟友会や京都府と連携した取組や、農業者自ら講じる侵入防止柵等の対策への支援を図ります。

耕作放棄地についても、農地所有者と貸借等により調整を図りながら、引き続き、農業委員会と連携して拡大しないよう対応します。

農地の面積については、農業者の高齢化や後継者不足等に起因する担い手不足による耕作放棄地の防止や、生産性や効率化の向上、また、新名神高速道路のインパクトを活かしたまちづくりを進めるうえで、都市的土地利用への転換等も踏まえ、農地全体を見直し、京都府や地元とも協議をし検討を進めます。なお、農地の都市的土地利用への転換にあたっては、無秩序な農地転用を防止する観点からも、地権者の同意状況や事業の熟度も鑑み、市の都市計画と整合する形で取組を進めます。

引き続き農業者の声に耳を傾け、地域計画に基づき、農業者に寄り添った対応を進め

ます。

（4）関連計画

- 城陽市の農業のあり方（令和5年度（2023 年度）～令和9年度（2027 年度））
- 地域農業経営基盤強化促進計画
  （令和7年度（2025 年度）～令和 15 年度（2033 年度））
- 城陽農業振興地域整備計画

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
農産物販売金額	農産物の年間販売金額	億円	16.5	19.2 以上
農業従事者数	販売金額 100 万円以上の農家数	戸	80	↑
農地の集積率	地域農業経営基盤強化促進計画で定める農地の集積率の市内平均値	%	21.5	53.0 以上

第5節 地域の活力につながる観光を振興する

（1）めざすまちの姿

- 新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業、それに伴う交流人口の増加といった社会環境の変化を活かし、観光による人の流れが市内事業者の振興と持続的な地域経済の発展につながるまちをめざします。
- 城陽市の魅力を知っていただき、また訪れたいと思われるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 新名神高速道路の開通を契機とした大規模なまちづくりにより、交流人口の増加が見込まれる中、単に（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットへ買い物に来るだけのまちとならないよう、人の流れを市内へ誘導する仕組みづくりを行う必要があります。
- 市内経済の活性化のためには、市内へ訪れる観光客が増加するだけではなく、観光客の市内での消費を促進する必要があります。観光と産業をつなぐとともに、消費につながるコンテンツの強化・創出、地域資源の磨き上げ等、城陽市の魅力を向上させる取組を行う必要があります。
- 持続的な地域経済の活性化のためには、城陽市に愛着を持っていただき、繰り返し訪れていただく必要があります。城陽市に訪れる観光客やまだ訪れていない方々に対し、城陽市の魅力を十分に伝える発信を行う必要があります。

（3）施策の展開

1）大きなアドバンテージを活かした観光客の市内への誘導

新名神高速道路の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレット等の開業に伴う交流人口の増加を契機として、立ち寄り、滞在してもらえるまちへの展開を図り、市内への回遊動線や誘導の仕組みづくりを進めるとともに、お茶の京都 DMO との連携による、山城地域の魅力発信により、市内への観光客の誘導を図ります。

2）観光を契機とした消費拡大による市内経済の活性化

市の魅力を PR する商品の開発支援等、観光消費の促進につながる取組を実施するとともに、エコミュージアム等の歴史・文化をはじめ、食や自然、産業等、本市の特性や強みを活かした体験型観光の強化に取り組みます。

あわせて、宿泊機能の充実を図り、観光客の滞在時間の延長と観光消費の拡大をめざします。

観光における人材を育てるため、地域人材づくりを図り、観光への意識を高める取組を図ります。

商工業分野との連携による相乗効果を創出し、市内消費の拡大と地域内経済循環の促進を図ります。

3）魅力発信による繰り返し訪れたくなるまちへの発展

SNS やマスメディアを活かした取組を積極的に実施し、立ち寄りたくなる仕掛けづくりや魅力の発信を行います。

歴史や文化をはじめとした市の魅力を伝える動画の活用等、市独自の惹きつけられる物語（ストーリー）の発信により、市に愛着を持ち、繰り返し訪れるファンの創出に取り組みます。

また、ガイドによる観光案内や観光情報の充実等、立ち寄りやすい環境を整備することで、観光客の満足度の向上に取り組みます。

（4）関連計画

- 第2次城陽市観光振興計画（平成 29 年度（2017 年度）～令和9年度（2027 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
観光消費額単価	観光客一人当たりの市内での消費額	円	2,568	3,168 以上

第6節 まちづくりにおける市民参加・協働を推進する

（1）めざすまちの姿

- 市民と行政がそれぞれの特性を活かして、協働によるまちづくりを進めます。
- 市民の主体的な地域活動やまちづくりへの参加を支援し、市民が主役となるまちをめざします。
- 自治会の自主性を尊重しながらその活動を支援することにより、自治会活動の活性化と地域コミュニティの醸成を図ります。
- コミュニティセンターにおいて、地域の特色を活かした活動を展開することにより、地域住民の交流を活性化します。

（2）施策の背景

- 市民が幸せや豊かさを実感できるまちづくりを実現するためには、行政の力だけではなく、市民自身も自治の担い手として、まちづくりに参加することが求められています。協働によるまちづくりに向け、引き続き市民の自発的な地域活動・社会貢献活動を支援するため、市民活動支援センターにおける取組を進める必要があります。
- 地域においては、多くの市民が積極的に自治会活動に参加し、地域の絆を育みながら、より暮らしやすいまちづくりを進める必要がありますが、近年は、自治会加入世帯数が減少していることから、自治会の持続可能な運営に向けた支援を行う必要があります。
- コミュニティセンターにおいては、多様な市民ニーズに対応したコミュニティ事業を展開する必要があります。また、築年数が経過していることから施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・更新による施設の長寿命化と利便性向上を図る必要があります。

（3）施策の展開

1）NPO・ボランティア等による市民活動の推進

市民の主体的な地域活動の活性化を図るため、引き続き市民活動支援センターにおける市民活動団体向け講座等の取組を進めるとともに、活動の中心となるリーダーの発掘・育成に努めます。

2）持続可能な自治会運営の支援

コミュニティの中心となる自治会を継続して運営できるよう、自治会だよりの発行や、自治会長研修会を開催するなど、持続可能な自治会運営の支援に取り組みます。

また、地域における市民の身近な活動の場となる自治会集会所等の整備を支援します。

3）コミュニティ事業の推進

コミュニティセンターを核とした主体的・自立的な地域社会を形成するため、地域住民が主体となった運営により、地域ニーズに応じた地域住民の交流と連帯感の醸成をめざす事業を支援します。

また、コミュニティセンターが、引き続きふれあい・交流の拠点として安心して利用できるよう、施設の維持管理を行います。

（4）関連計画

- なし

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
市民活動支援センター1日平均利用者数	（市民活動支援センター年間利用者数）÷（年間開館日数）	人	24.1	30.0 以上
自治会加入世帯数	自治会に加入している世帯の数	世帯	15,902	↑
困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	62.5	↑
コミュニティセンター利用者数	コミュニティセンター年間利用者数	人	287,280	288,000 以上

第7節 まちの魅力発信、都市間交流を推進する

（1）めざすまちの姿

- 市全体で多様な広報メディア等を効果的に活用して情報発信を進めることにより、市内外の人に市の魅力を広めます。
- 各種広聴事業により、市民の多様なニーズや様々な地域課題を的確に把握し、市政への反映に努めます。
- 市の保有する行政情報について、積極的な公開や資料提供を進め、行政運営の透明性の向上を図ります。
- 個人情報保護制度を適正に運用し、行政が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、行政のみならず企業、団体、地域等も含め、個人の権利、利益の保護を図ります。
- 国際交流では、諸外国との交流を促進することにより、友好親善と相互理解を深め、市民の豊かな国際性を育てる環境づくりを行うことで、世界の恒久平和に寄与することをめざします。
- 国内交流では、様々な分野で相互の理解と交流を深めることで、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりにつながることをめざします。
- 市内在住の外国人住民が安心して暮らすことのできる環境整備を行い、異なる国籍、文化、価値観を持った市民が互いを尊重し合える多文化共生社会の実現をめざします。
- 平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

（2）施策の背景

- 開かれた市政の推進には、市政情報をきめ細やかに提供することや、市民意識を共有し、市民と行政の信頼関係を築くことが求められます。本市においても、市民に市政の現状と課題を正しく伝えられるよう、広報紙やホームページ、FMラジオ、SNS、動画コンテンツ等の各種広報メディアを効果的に活用し、市政情報をタイムリーに提供しています。今後は、新名神高速道路の開通や東部丘陵地の整備等により交流人口の増加が見込まれることから、市全体で市の魅力を内外に向けて発信することがより重要となります。
- 本市においては、おでかけ市長室、市政懇談会等で、市民意識や市政に関する意見を積極的に把握するとともに、パブリックコメントの実施により、各種計画づくりの市民参画機会の充実や多様な市民の意見・要望等の政策決定への反映にも努めているところです。今後も積極的な市民意見の把握に努める必要があります。
- 行政情報の積極的な公開や提供により行政運営の透明性が強く求められている中、

本市においては、他市に先駆けて、平成元年（1989 年）に城陽市情報公開条例を制定し、公文書開示請求制度を運用しています。市民から信頼される市政を推進するため、行政運営の透明性を確保することが求められていることから、市が保有する情報のうち、法令等に抵触しない情報について、資料提供等によって積極的な公開・情報発信を行う必要があります。

- デジタル社会の進展に伴い、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が求められており、令和3年（2021 年）に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律においては、個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールを法律で定めることが示されています。今後は、個人情報保護法等の適正な運用を行い、デジタル社会を踏まえた個人情報の保護を図るとともに、データの利活用のバランスを図る必要があります。
- 本市では、大韓民国慶山市やアメリカ合衆国バンクーバー市、鳥取県三朝町と姉妹都市盟約を締結しています。これらの姉妹都市を中心とした都市間交流により、それぞれの都市の有する文化や歴史等の相違を認識し、さらなる友好親善と相互理解を深める必要があります。
- 国際交流協会との連携により、語学講座や市民参加の交流事業のほか、市内に在住する外国人に対する日本語教室の実施や、外国語表記の生活ガイドの作成に取り組んでいます。引き続き、市民が豊かな国際性を育み、国際理解を深められるよう努めるとともに、市内在住の誰もが安心して生活できるための支援に取り組む必要があります。
- 近年、京都府を含め、全国的に外国人の来日や居住が増加傾向にあり、外国人住民に対する支援の必要性が増しています。本市でも外国人住民が増加しており、外国人と日本人住民との共生が実現できる施策を展開する必要があります。
- 平和な社会を形成するため、昭和 61 年（1986 年）の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行うとともに、平成 22 年（2010 年）には平和首長会議へ加盟したところです。また、小中学生の広島派遣や平和のつどい、戦争体験記の周知等、平和に関する取組を進めるほか、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開する必要があります。

（3）施策の展開

1）情報発信の強化

市の内外に向けて効果的に情報を提供できるよう、「広報じょうよう」等の広報媒体に加えて、ホームページや各種 SNS 等、多様な方法によるきめ細かな情報発信を行うとともに、市の魅力の PR に努めます。

2）市政への市民参画の仕組みづくり

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、市政懇談会や市長と市民の意見交

換の場、パブリックコメント等を実施し、市民が行政に対して意見を提案しやすい環境づくりに努めます。

3）行政情報の積極的な提供

市民の市政への理解を深めることを目的に、行政情報資料コーナーに配架する資料を充実し、市民がより多くの行政情報に触れられるように努めます。

4）個人情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、法令等に基づき、制度を適正に運用します。

5）都市間交流の推進

国際友好・親善を促進し世界平和へ寄与するため、国外姉妹都市である大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市をはじめとした国際交流を推進します。

また、国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協会への支援を行い、語学講座をはじめとした事業を通して、国際理解の環境づくりと学習機会の提供に努めます。

さらに、様々な分野での交流を通じて、自分の住む都市の魅力を再発見する契機となり、活力あるまちづくりにつなげるため、国内姉妹都市である鳥取県三朝町をはじめとした国内交流を推進します。

6）外国人への生活支援

市内に在住する誰もが安心して生活できるよう、国際交流協会とも連携し、外国語による表記、日本語支援ボランティアの育成や日本語習得への支援といった環境整備を行う等、多文化共生のまちづくりを推進します。

7）平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づいた平和に関する啓発活動や教育を行い、市民とともに平和都市を推進します。

（4）関連計画

- なし

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	66.1	↑
市ホームページ、SNS へのアクセス数	市が運営するホームページ及び SNS 全体の年間アクセス件数	件	3,480,745	3,786,000 以上
行政情報資料コーナーの資料数	行政情報資料コーナーの資料数	点	366	384 以上

第8節 人権を尊重する

（1）めざすまちの姿

- 学校、地域社会、家庭、職場等のあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発活動を推進することにより、すべての人々の人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 今なお、差別や暴力、虐待をはじめとする様々な人権侵害（インターネットを通じて行われるものを含む）が存在しており、こうした人権侵害をなくすためには、誰もが相手の人権を侵害する側にもされる側にもなる可能性があることを強く認識し、自ら考え、行動する必要があります。本市においては、城陽市人権教育・啓発推進計画の策定や、山城人権ネットワーク推進協議会への参画等をはじめ、様々な人権侵害の解決に向けた取組を実施してきており、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、さらなる取組の推進が求められています。

（3）施策の展開

1）人権尊重の推進

憲法が保障する基本的人権が尊重される社会を確立するため、第3次城陽市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権に関する意識の醸成や啓発活動等の取組を推進します。

山城人権ネットワーク推進協議会に参画し、企業や民間団体とも連携する中で、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた広域的な取組を推進します。

市民及び各種団体で組織する「部落解放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度の早期確立をめざします。

（4）関連計画

- 第3次城陽市人権教育・啓発推進計画
  （令和8年度（2026 年度）～令和 18 年度（2036 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
人権が尊重されていると思う市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	67.4	↑

第9節 男女共同参画を推進する

（1）めざすまちの姿

- すべての市民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

（2）施策の背景

- 女性も男性もすべての個人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し、男女平等と多様性を尊重する意識を醸成する必要があります。
- 男女共同参画支援センター「ぱれっと JOYO」を拠点に、推進団体との協働による啓発事業を効果的に行い、男女共同参画社会の実現のための取組を促進する必要があります。

（3）施策の展開

1）男女共同参画社会の推進

性別に関わりなく誰もが活躍できるまちづくりに向け、政策・方針決定過程における女性の参画や、男女がともに働き続けられる環境づくり、職業生活の分野における女性活躍に向けた取組、家庭・地域における男女共同参画に関する施策を推進します。

また、DV 等のジェンダーに基づく暴力を許さない市民意識の醸成と、相談体制の整備による暴力被害の未然防止、被害者のケアに取り組むとともに、貧困、高齢、障がい等、複合的な困難を抱えた女性等が安心して暮らすための支援に取り組みます。

固定的な性別役割分担意識の解消や、多様性に関する理解の浸透に向け、教育・学習及び広報、啓発活動に取り組みます。

2）男女共同参画支援センターの活用

男女共同参画支援センター「ぱれっとJOYO」が、男女共同参画を推進する施策を具体化し、事業を展開する拠点、市民活動の拠点となるよう、交流促進・自主活動支援機能、相談機能、学習・研修機能、情報収集・提供機能、調査研究機能の5つの機能を継続します。

また、男女共同参画推進団体との協働による啓発事業の実施等、市民活動団体との連携による効果的な事業推進に努めます。

（4）関連計画

- 第4次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン（改定版）
  （令和3年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
男女が平等であると感じる市民の割合	男女共同参画社会に関するアンケート結果	%	男性 25.8 女性 13.8 （R6）	↑
男女共同参画啓発イベントの参加者数	各種イベントの年間参加者数	人	3,482	3,500 以上
男女共同参画支援センターぱれっとJOYO への参画団体数	男女共同参画推進団体として登録している団体数	団体	28	45 以上

市民まちづくりワークショップで得られた意見に基づく
将来像の実現に向けて市民等ができること

- 市内の観光資源を活用したツアー等に参加・協力する。
- 自治会に加入するとともに、自治会の魅力を伝え、活性化に協力する。
- 自治会や子どもの遊び場、高齢者が集う場所等として、コミュニティセンターの運営等に積極的に参加する。
- 市が発信する情報や対話の機会を利用し、積極的に市政に参加する。
- 一人ひとりが口コミや SNS 等を通して市の良い点を対外的に PR する。

第5章 確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち

災害や犯罪に対する確かな備えを築き、市民、地域、行政がともに支え合いながら、誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざします。

また、持続可能で効果的かつ効率的な行財政運営により、将来にわたり安心して暮らせるまちをめざします。

その実現に向けて、市民の暮らしやまちの持続的な発展に向けて脅威となる様々なリスクに対し、市民、地域、行政が連携して対策に取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らせる環境を整えます。

また、激甚化・頻発化する自然災害や、複雑化・多様化が想定される緊急事案に対する備えとして、安定した消防・救急体制の確立や、市民、地域、行政の連携による、ハード・ソフト両面での防災対策を推進します。

さらに、将来にわたって持続可能で充実した行政サービスを提供できるよう、健全な財政運営に留意しつつ、適正で効果的かつ効率的な行財政運営を推進します。

政策一覧

① 消防・救急体制を充実する
② 災害や犯罪を防ぐ
③ 浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する
④ 交通安全対策を推進する
⑤ デジタル技術の活用を推進する
⑥ 持続可能な財政運営を実現する
⑦ 戦略的に行政経営を推進する

第1節 消防・救急体制を充実する

（1）めざすまちの姿

- 市民が安心して生活できる消防・救急体制が充実したまちをめざします。

（2）施策の背景

- 各種災害の複雑多様化や大規模化に加え、南海トラフ地震をはじめとした大規模地震の発生も危惧されています。これらの状況に的確に対応するため、消防職員の知識・技術の向上、機能性に優れた消防車両や資機材等の充実・整備、耐震性防火水槽をはじめとした消防水利の充実・強化を図る必要があります。
- 住宅火災による被害を軽減するため、火災予防広報や住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の啓発を推進し、市民の防火・防災意識の向上に努めています。引き続き、事業所等に対する査察や立入検査を強化し、適切な消防用設備の設置指導を徹底するなど、防火・防災体制を強化する必要があります。
- 高齢化社会の進行による救急需要の増加への対応のため、救急救命士の計画的育成と応急手当、AED 使用方法や救急車の適正利用の普及啓発活動に努める必要があります。

（3）施策の展開

1）消防力の強化

災害発生時に、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備に努めるほか、広域消防応援体制の強化・充実を図ります。

また、南海トラフ地震等発生時、大規模な火災に有効な消防用水を確保するため、計画的に耐震性防火水槽を設置します。

さらに、各種研修・訓練等を通じて現場活動能力の向上を図り、あらゆる災害に対応できる体制の整備に努めます。

2）火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への予防査察の強化等、防火・安全管理体制の充実に努めます。

また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、住宅防火を中心に防火対策等を促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発等を推進し、市民参加の校区防災訓練、自治会の消火訓練等の取組を進めます。

3）救急体制の強化

救命率の向上に向けて、救急救命士の養成や研修、医療機関との協力連携体制を強

化するとともに、救急隊の到着までの間に市民が適切な応急手当ができるように、応急手当の普及・啓発活動を推進します。

また、限られた救急車を有効に活用するため、救急安心センターきょうと（#7119）の利用を促進する広報活動を推進します。

（4）関連計画

- なし

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
市域耐震性防火水槽設置割合	全防火水槽に対する耐震性防火水槽の割合	%	37.3	38.3 以上
火災件数	年間の火災件数 ※直近3年度の平均値	件	18.3	↓
事業所等の立入検査実施率	（年間立入検査実施数）÷（防火管理者を選任する防火対象物、特定防火対象物、危険物施設）	%	81.4	↑
応急手当講習会の受講者数	応急手当講習会の年間受講者数	人	1,351	1,850 以上
救急救命士数	救急隊に配置する救急救命士数	人	20	24 以上

第2節 災害や犯罪を防ぐ

（1）めざすまちの姿

- 市民、事業者、関係機関、行政が連携した防災体制により、災害による被害を最小限に食い止められるまちをめざします。
- 市民、事業者、関係機関、行政が連携した事前対策により、緊急事態に的確に対処できるまちをめざします。
- 市民、警察、関係機関、行政が一体となって防犯の取組を推進し、市民が安心して暮らせるまちをめざします。
- 消費者自らが、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 阪神・淡路大震災（平成7年（1995 年））や東日本大震災（平成 23 年（2011 年））は、それまでの想定をはるかに超える規模の揺れや火災、津波により、多くの人命を奪い、まちなみを一変させるなど、未曾有の被害を記録しています。その後、熊本地震（平成 28 年（2016 年）・令和8年（2026 年））、能登半島地震（令和6年（2024 年））が発生するなど、従前にない頻度で有感地震が続き、深刻な被害が発生しています。また、近年では、奥能登豪雨（令和6年（2024 年））に見られるように集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害等が発生し、甚大な被害が発生しました。本市においても洪水や土砂災害等に対して、命を守ることを最優先した行動を取ることが重要です。災害が発生した際は、自分の命は自分で守る「自助」、地域が一体となって助け合う「共助」、行政が主体となり助ける「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があります。
- 本市の地域特性を考慮し、防災パトロール、防災会議の開催、自主防災組織を中心とした防災体制や防災資器材の充実を進めるとともに、市職員の防災に関する能力向上に努める必要があります。
- 国際情勢の変化により我が国の安全保障への危機感が高まる中、我が国においても武力攻撃事態の発生が懸念されています。本市においても市民の生命、身体及び財産を保護するため、J アラートの情報伝達訓練を実施しています。引き続き、国や京都府と連携を図りながら、万一の武力攻撃等の事態に対する体制づくりや市民への意識啓発を推進する必要があります。
- 近年、情報通信技術の発達や高齢化の進行等により、全国的に犯罪手口の巧妙化や高齢者を狙った特殊詐欺事件の増加等、犯罪被害の多様化・深刻化が社会問題になっています。本市においても地域の安全確保に向けて、市民、市、警察、関係機関が一体となって、城陽市防犯推進協議会の開催や防犯カメラの設置と適正な維持管理及び運用の実施等により、防犯対策の推進を図っています。犯罪の抑制に向けた取組としては、城陽市防犯推進条例、城陽市暴力団排除条例に基づいた取組や各種媒体を活用した周知・啓発活動等を実施しており、今後も現行の取組を継続・発展させる

必要があります。

- 社会経済の変化や消費行動の多様化が進む中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。引き続き消費者の自立性と合理性を高めるための取組を進める必要があります。特に、デジタル化が進展する中で高齢者がトラブルとなるケースが多いことから、高齢者向けの啓発事業を推進する必要があります。

（3）施策の展開

1）防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、市民の防災意識を高める啓発活動に取り組むとともに、防災対策の普及や市民、事業者、関係機関、行政の連携による総合的な防災体制を強化します。また、自主防災組織や地域防災リーダーを育成・支援するとともに、事業者、関係機関との協定や福祉避難所協定、また、近隣市町はもとより、鳥取県三朝町、石川県野々市市との相互応援協定等の防災協定の充実に努めます。

公共施設等に屋外スピーカーを設置し、市民へ防災情報を一斉放送する「同報系防災行政無線」をはじめ、災害時等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するために多様な伝達手段を活用します。

災害被災者への支援制度、対象者拡充を国に要望し、制度の充実を働きかけます。

また、避難行動要支援者の避難支援対策を推進するため、個別避難計画の作成を進めます。

2）国民保護計画の推進

城陽市国民保護計画に基づき、平素からの備えや予防対策、武力攻撃・緊急対処事態への対処、復旧対応を進めるとともに、これらの対応について市民への周知徹底に努めます。

3）防犯対策の推進

防犯協会、防犯推進委員協議会、青少年健全育成市民会議、自治会、警察等の関係機関及び団体と連携を図りながら、地域の防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

暴力のない明るい社会をつくるため、暴力追放推進協議会による取組の推進や、城陽市暴力団排除条例の周知に努めます。犯罪が発生しにくいまちづくりをめざし、地域ぐるみでの防犯活動を促進します。また、駅前広場や幹線道路沿い等の防犯カメラの設置や維持管理を行うとともに、自治会等による防犯カメラの設置を支援します。

城陽市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、総合窓口や庁内連絡会議の設置、見舞金の支給等、警察等との連携を図りながら、必要な支援を途切れることなく行います。

4）消費者教育の推進

複雑・多様化する社会経済環境のなかで消費者が商品やサービスについて正しい知識を学ぶことができるよう、京都府安心・安全な消費生活の実現をめざす行動計画を踏まえ、若者向けの啓発や出前講座を通じ、消費生活に関する知識や関心のある市民の輪を広げるとともに、消費生活通信講座の実施により、地域の消費者啓発や高齢者トラブル防止に取り組みます。

また、市民が安全で安心して暮らせるよう、相談内容に迅速に対応するため、国民生活センターへ情報提供を行うとともに、京都府等と情報交換を行うなど、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市地域防災計画
- 城陽市国土強靱化地域計画
- 避難所運営マニュアル
- 城陽市業務継続計画
- 城陽市危機管理基本計画
- 城陽市国民保護計画

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
自主防災組織の防災訓練の実施	毎年実施されている市内 10 小学校区防災訓練の開催割合	%	90	100
地域防災リーダーの育成	地域防災リーダーの当該年度末の延べ人数	人	101	125 以上
重点備蓄品の備蓄	非常食、飲料水等の備蓄品の備蓄率	%	82	100
刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	件	221	↓
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	73.8	↑
消費生活講座受講者数	消費生活講座の年間受講者数	人	61	70 以上

第3節 浸水被害の軽減に向けた基盤を整備する

（1）めざすまちの姿

- 行政、企業、住民等のあらゆる関係者が協力した流域治水により、河川と共存した安らぎのあるまちをめざします。

（2）施策の背景

- 近年、異常気象による局地的な集中豪雨等により深刻な浸水被害が全国各地で発生しています。また、都市化の進展により、河川等への雨水の流出量が増加しています。市内を流れる一級河川古川においては、京都府施工による河川改修が、令和4年（2022 年）6月に完了し、流下能力が従来の約 1.5 倍に引き上げられました。また、河川の流域のあらゆる関係者の協働による流域治水対策として、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置に向けた民間指導を実施しています。今後は、古川改修を見据えた総合排水計画に基づき、嫁付川、今池川、島ノ宮排水路及び庭井排水路の改修工事を進める必要があります。

（3）施策の展開

1）流域治水の推進

浸水被害を軽減するため、総合排水計画に基づき、計画的に河道整備や雨水調整池の設置を行うとともに、民間事業者に対する開発指導において、雨水浸透施設の設置等の流域治水に取り組みます。

また、古川の河道整備や天井川である青谷川、長谷川の整備を関係機関へ要望するなど整備促進に努めます。

（4）関連計画

- 城陽市総合排水計画（平成 29 年度（2017 年度）～）

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
準用河川改修率	（準用河川改修済延長）÷（準用河川改修計画延長）	%	24.4	39.0 以上
川に親しみを持っている市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	40.6	↑

第4節 交通安全対策を推進する

（1）めざすまちの姿

- 歩車道分離を基本とした交通安全対策により、安全で、安心して移動できるまちをめざします。
- 市民一人ひとりの交通安全意識が高いまちをめざします。
- 市民一人ひとりの交通安全マナーが良いまちをめざします。

（2）施策の背景

- 本市における交通事故発生状況の長期的推移をみると、交通安全施設の整備等の継続的な交通安全対策の取組等により、発生件数及び負傷者数はおおむね減少傾向にあります。市内においては、市道 242 号線、新青谷線、西城陽線、市道 401 号線において歩道整備を実施していますが、歩道の整備等が十分でない箇所もあり、通学路等の生活道路について、さらなる安全対策を効果的に実施する必要があります。
- 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、交通安全・事故防止に関する啓発等を継続して実施する必要があります。
- 市民一人ひとりの交通安全マナーの高揚を図るため、引き続き、交通秩序の保全に向けた取組を継続して実施する必要があります。

（3）施策の展開

1）交通安全施設の整備

通学路等の生活道路について、児童・生徒、一般歩行者や自転車利用者等の安全を確保するため、危険性の高い箇所から優先的に交通安全施設の整備を進めるとともに、必要な交通規制については警察に要請します。

2）交通安全啓発の推進

道路を安全に通行するために必要な知識・技能の習得を効果的に推進するため、警察や関係機関との連携を図ります。

また、交通安全知識の普及や交通安全意識の高揚を図るための啓発に努めます。

3）交通安全マナーの向上

違法駐車が常態化している地域や路線について、警察による重点的な取締りの強化を要請するとともに、関係機関と連携し、市民の交通安全マナーの向上を図ります。

（4）関連計画

- なし

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
交通事故発生件数	年間交通事故発生件数	件	93	↓
交通安全施設を設置した校区の割合	（各年度内に交通安全施設を設置した校区数）÷（市内 10 校区）	%	100	100

第5節 デジタル技術の活用を推進する

（1）めざすまちの姿

- DX で市民サービスを向上させ、誰もが暮らしやすいスマートなまちをめざします。

（2）施策の背景

- 少子高齢化の進行や多様化するニーズに的確に対応するため、限りある資源を最大に活用し、最少の経費で最大の効果を得るという観点から、DX の推進による行政の効率化が必要です。本市では、令和5年（2023 年）3月に城陽市 DX 推進計画を策定しており、計画に基づき、市民サービスの向上や業務の効率化等を推進する必要があります。

（3）施策の展開

1）デジタル技術の活用

セキュリティ対策を徹底しつつ、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、窓口手続きの簡素化等、デジタル技術を活用した市民サービスの向上に取り組みます。

また、デジタルディバイド対策を念頭に置きながら、デジタル技術を活用した地域の安心・安全対策やオープンデータの充実等、地域のデジタル化もあわせて進めていきます。

BPR の推進による業務の効率化として、行政分野における AI・RPA 利用促進や、情報システムの標準化・共通化、ペーパーレス化の推進、デジタル人材の育成、庁内環境の見直し等を進めます。

（4）関連計画

- 城陽市 DX 推進計画

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
オンライン申請率	（年間オンライン申請件数）÷（年間総申請件数）	%	16.0	25.0 以上

第6節 持続可能な財政運営を実現する

（1）めざすまちの姿

- 市民サービスを守り続けるため、計画的で安定した財政運営を行い、将来にわたって安心して暮らせるまちをめざします。
- まちの活力と財政基盤を強化させることで、市民生活をより豊かにするまちをめざします。
- 公平・公正な税負担と便利な納税環境を整え、すべての市民が納得できる行政サービスを提供するまちをめざします。

（2）施策の背景

- 本市は住宅都市であることから、法人市民税等の市税収入が少なく、脆弱な財政基盤となっています。本市においては、事業見直しや経費縮減等により、財政基盤の確立・強化を進めてきましたが、今後、さらに厳しい財政状況が続くと予想される中においても、これまで提供してきた市民サービスを維持向上する必要があることから、依存財源から自主財源へのシフトをめざした強固な財政基盤を築き上げ、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行うとともに、中長期的な財政見通しに立ち、持続可能な財政運営が求められています。
- 新名神高速道路大津～城陽間の開通延期に伴い、（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットや基幹物流施設の完成も延期となり、市税の増収も後ろ倒しとなるなど、今後の本市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。本市においては、上記の実情を踏まえ、各種財政指標を用いた財政運営上の課題を把握し、改善に努めており、継続実施するとともに、まちづくりを支える財政基盤の確立に向けて、新たな視点から改革に取り組む必要があります。
- 本市では、適正課税の一環として申告勧奨や各種調査を行うとともに、納税チャネルの拡大を進め、納税環境の整備を図ってきました。財政基盤を支えるため、公平で公正な課税はもちろん、収納率の向上にも取り組む必要があります。

（3）施策の展開

1）財政基盤の確立・強化

城陽市緊急財政対策に基づき、公共施設の見直しや事業の見直し、人件費の見直しといった歳出削減対策や、使用料・手数料の見直し、ふるさと納税額の確保、市有財産の有効活用等といった歳入増加対策に取り組むとともに、城陽市財政運営指針に則り財政規律の確保に努め、財政基盤を確立・強化します。

2）健全で効果的な財政運営

プライマリーバランス、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担

比率等、各種財政指標により、市全体に係る財政運営上の課題を正確に把握します。

行財政改革の取組や各種計画との連携を図り、健全で効果的な財政運営を行います。

3）公平・公正な課税と収納

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税と収納を行います。

また、市税に関する情報提供を行うとともに、口座振替の推進等により、収納率の向上をめざします。

（4）関連計画

- 明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言
- 城陽市財政運営指針
- 城陽市緊急財政対策

（5）まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
プライマリーバランス	公債費（元利償還金）－地方債発行額 ※いずれも特例債を除く	千円	△1,525,219	0 以上
実質公債費比率	{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}÷{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}	%	12.6	25.0 未満
市税の収納率	（納付額）÷（課税額）	%	98.5	98.8 以上

第7節 戦略的に行政経営を推進する

（1）めざすまちの姿

- 市民に信頼され、質の高いサービスを提供できる職員を育て、活気ある行政運営を行うまちをめざします。
- 適正な職員体制を整えることで、まちの発展と市民サービスの向上に対応できるまちをめざします。
- 行政経営の効率化の観点から、公共施設を大切に長く使い、民間の力も活かしながら、効率的で質の高い市民サービスを提供するまちをめざします。
- 入札や契約の透明性を高め、市民から信頼される公正で開かれた行政運営を行うまちをめざします。
- 地方創生や広域行政といった行政経営手法の推進により、本市への来訪者を増やすとともに、住みたい・住み続けたいと思われるまちをめざします。
- 国や京都府、近隣市町と連携し、地域全体で課題を解決しながら、より良い暮らしを実現するまちをめざします。

（2）施策の背景

- 人材育成では、人材育成・確保基本方針に基づく、効果的な研修を進めており、次世代を担う人材を継続的に育成する必要があります。
- 新名神高速道路等の新たな事業の進展や少子高齢化等に対応するとともに、市民サービスの維持・向上を図るため、適正な職員数を確保する必要があります。
- 将来の人口見込みや市民ニーズの変化、市の財政負担等を踏まえ、計画的な修繕による施設の長寿命化や適正な公共施設の規模や配置の検討、また、民間活力の導入による効率的な運営を図る必要があります。
- 市政に対して、これまで以上に市民からの信頼を確保するため、電子入札及び電子契約を導入しており、引き続き、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度の維持等を行う必要があります。
- 全国的には、平成 27 年度（2015 年度）以降、地方創生の取組や意識は根付いてきましたが、依然として出生数の減少と少子高齢化は深刻な状況にあります。本市では、第3次山背五里五里のまち　創生総合戦略に掲げた施策について進捗管理を行い、取組状況の点検・検証を通じて効果の把握や課題の整理に努めています。今後は、新名神高速道路等の新たな事業展開を見据えた交流人口の増加を図るとともに、増加する交流人口を定住化につなげるための施策を検討する必要があります。
- 地方自治体の枠を超えた課題や行政需要に対応するため、各団体と課題の共有や情報交換等を行っています。引き続き、近隣市町村と協調した圏域単位の施策展開や、国や京都府との協調による広域行政に取り組む必要があります。

（3）施策の展開

1）人材の育成

集合研修や派遣・委託研修、自主研修等職員の研修機会を確保し、一人ひとりの能力開発に努め、時代の変化を的確に把握する感性を備えた、意欲に満ちた人材を育成します。

2）行政運営体制の確保

新名神高速道路の開通を契機とした今後のまちづくりや人口減少、少子高齢化といった社会動態の変化に柔軟に対応するため、定員管理計画を踏まえ、正規職員だけでなく会計年度任用職員も含めた人員体制を確保することにより、効率的、効果的な行政運営に努めます。

3）公有財産の適正な管理

城陽市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、老朽化施設の長寿命化等適正な維持管理を推進するとともに、利用者ニーズの変遷や活用状況を踏まえ、将来的な公共施設のあり方について検討を進め、施設の効率的、効果的な活用に努めます。

また、経営的な視点をもって適切な財産管理に努めるとともに、公共施設の設置目的や活用状況を踏まえ、指定管理者制度の適正な運用やさらなる外部委託の導入等、効率的、効果的な管理運営を進めます。

4）入札契約制度の維持

市民の信頼を得るため、透明性、公正・公平性を図った入札契約制度を維持します。

5）地方創生の推進

少子高齢化・人口減少社会を克服するため、“健康で質の高い生活を志向するまちづくり”を基本方針とする第3次山背五里五里のまち 創生総合戦略に基づく戦略的な行政経営により、交流人口の増加を図るとともに、増加する交流人口を定住化につなげるための取組を進めます。

6）広域行政の推進

近隣自治体それぞれの個性と特色を活かしながら、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

また、総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や京都府、関係機関とも連携して、事業実施や施設整備をともに進めます。

(4) 関連計画

- 第4次定員管理計画(検討中)
- 城陽市障害者活躍推進計画(令和7年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度))
- 城陽市特定事業主行動計画(令和7年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度))
- 城陽市公共施設等総合管理計画(平成 29 年度(2017 年度)～)
- 第3次山背五里五里のまち 創生総合戦略
  (令和7年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度))

(5) まちづくり指標

指標名	説明	単位	現状値 (R7)	目標値 (R13)
職員数	市の正規職員数	人	512	(検討中)
市役所職員の仕事や対応を信頼している市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	62.5	↑

市民まちづくりワークショップで得られた意見に基づく
将来像の実現に向けて市民等ができること

- 自主防災組織への参加や、防災・コミュニティ機能の充実への協力等を通して、地域での備えや周りとの助け合いに基づく地域の防災体制の確立に協力する。
- 災害発生等の非常時において、事業者、団体等がそれぞれの立場から、避難スペースの提供や物資の供給等により市民の支援を行う。
- 市民が犯罪被害に遭わないようにするため、防犯パトロールの実施に協力する。
- 公共施設を大切に使用するとともに、施設の維持管理・運営に協力する。
- 総合計画をはじめとする市の計画を理解する等、市政に関心を持つ。